

平成27年第3回尾鷲市議会定例会会議録

平成27年9月8日（火曜日）

○議事日程（第3号）

平成27年9月8日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 真井紀夫議員	2番 内山鉄芳議員
3番 中平隆夫議員	4番 田中勲議員
5番 小川公明議員	6番 濱中佳芳子議員
8番 南靖久議員	9番 榎本隆吉議員
10番 高村泰徳議員	11番 奥田尚佳議員
12番 三鬼孝之議員	13番 村田幸隆議員

○欠席議員（1名）

7番 三鬼和昭議員

○説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	林 幸 喜 君
会計管理者兼出納室長	川 口 清 君
市長公室長	北 村 琢 磨 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	大 川 勝 之 君
市民サービス課長	濱 田 一 志 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君

環 境 課 長	仲 浩 紀 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長	更 谷 哲 也 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長兼医事課長	竹 平 專 作 君
教育委員長	上 岡 雄 児 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君
教育委員会学校教育担当調整監	山 本 樹 君
監 査 委 員	千 種 伯 行 君
監 査 委 員 事 務 局 長	深 瀬 由 佳 子 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
事務局次長兼議事・調査係長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

[開議 午前10時00分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、7番、三鬼和昭議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において12番、三鬼孝之議員、1番、真井紀夫議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、11番、奥田尚佳議員。

[11番（奥田尚佳議員）登壇]

11番（奥田尚佳議員） 皆さん、おはようございます。

朝晩めっきり肌寒くなりましたけれども、気づいてみたらもう9月ということで、先週、尾鷲中学校の体育祭が、9月12日ですか、にあるということで、もうそういう季節なのかなという気がするんですけども、私ごとで申しわけないんですけども、私、尾鷲中学校の体育祭と聞くと思い出すことがありまして、私、尾鷲中学校に通っていたときに、当時生徒会長をやっております、体育祭のときに応援歌を歌うんですけど、皆さん、歌わないんですよ、全然、小さい声でしか。それで、実行委員会もありまして、生徒会と一緒に運営するわけなんですけど、実行委員長の高岡という、幼なじみなんですけど、そいつが僕に詰め寄って、もうみんな何とか歌わんのはおまえのせいやと、何とかせいと言われてまして、みんながおる前です、それで、僕は何とかしようと思つて壇上へ上がつて、多分尾鷲弁で、あんたら、大きい声で歌わなというようなことを言うたと思うんですけど、その後、なぜか僕は、じゃ、僕が見本を見せるもので、大きい声で歌うてくれとあって、応援歌をでっかい声で歌うた覚えがあるんですよ。当時、僕は歌が下手くそでして、大きい声で歌おうとすると、余計に音程が外れるんですよ。それ、自分でわかるんですよ。恥ずかしいなと思いつつ思い切

り歌ったんですけど、そうしたら、その後、全校生徒1,100人ぐらいいましたかね、当時、皆さんから盛大な拍手がありまして、拍手は要らんから歌うてくれと思ったんですけども、そういう恥ずかしい思いをした覚えがありまして、その後ちゃんと歌ってくれるかなと思ったら、またちっちゃい声で、何のために歌ったのかなということがありましたけど、それはさておきまして、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、市長の現状認識についてということで、2点ほどお伺いしたいと思います。

一つは、有料化されているレジ袋。これ、一部店舗で導入されておりますけれども、それと、市指定のごみ袋について。それから、もう一つは、最近、市が訴えられた2件の損害賠償請求について、これについてお伺いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

平成21年9月より、一部の店舗でレジ袋が有料化されました。そして、その後、平成24年2月の尾鷲市廃棄物減量等推進審議会の答申を受け、平成25年4月より、この尾鷲市では、東紀州2市3町の先頭を切ってごみ袋が有料化されました。

一部店舗によるレジ袋の有料化がスタートした際、それぞれの業者と尾鷲市の岩田市長等の間で、尾鷲・紀北地区におけるマイバッグ等の持参推進及びレジ袋有料化に関する協定書たるものが交わされております。その中の第3条に、業者、ここでいう業者は、一部の店舗でレジ袋が有料化された業者であります。はレジ袋収益金を地域のリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用し、もう一度申し上げます、レジ袋収益金を地域のリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用し、その内容を社会に報告しますとうたっております。

そこで、市長にお尋ねいたします。

一部の店舗でレジ袋が有料化されてから丸6年が経過しましたが、この6年の間に、レジ袋を有料化した業者から尾鷲市に対し、環境保全活動や地域貢献活動についてどのようなことがなされたのか。すなわち、レジ袋を有料化した業者から、レジ袋を有料化したことにより、負担を求めた市民に対し、どのような還元がどのような形でなされたのか、そして、その内容の報告はどのような形でレジ袋を有料化した業者から受けているのか教えてください。

また、ごみ袋が有料化されてから早いもので2年半が経過したわけですが、以前、価格等については見直すという話がありましたが、その後の経過等について

一切話がありませんが、一体どうなっているのでしょうか。

ことしに入り、当初45リットルのごみ袋1枚当たりの製造単価が税抜き17円20銭だったものが、税抜き7円12銭になり、また、年間保管料も税抜き20万円になるなど、大幅にコストが激減しております。この2点を見ますと、最初の高過ぎた値段は何だったのかという気もしますが、最初に比べて製造費用も保管料も値段が下がったのは事実であります。

しかし、今年度に入り、審議会はやられているようですが、どのようになっているのか、議会等に対しても何ら説明がありませんし、市長の市政報告でも一言も触れられておりません。ですので、現在有料化されている指定ごみ袋の価格等について、市長は本気で見直す気があるのかという疑問を持たざるを得ません。確かに、いつ、どのような形でやるのか、在庫調整等の問題もあると思われませんが、有料化されている指定ごみ袋について、今後どのようにするつもりなのか、市長の現在の考えを教えてください。

また、ごみ袋を有料化する前に、市民への説明では、有料化によって得た収益は市民に還元する、もう一度申し上げます、有料化によって得た収益は市民に還元するとのことでしたが、この2年半でどのような還元策を打ち出したのか、聞いたことがありません。一体どうなっているのでしょうか。有料化によって得た収益の還元策について、市長はどのように現在考えているのか、そして、どのような手順でやれるのか教えてください。

次に、最近、尾鷲市が訴えられた2件の訴訟問題についてお尋ねいたします。

ほぼ同時期に2件もの国家賠償法に基づく損害賠償請求が尾鷲市に対し提起されたことは大変異例なことだと思われまます。言うまでもないことだと思われまますが、昨年11月に尾鷲市に不当告訴されたことにより、罪もないのに逮捕され、実名報道され、その結果こうむった経済的損失及び精神的苦痛の賠償のため、浄化槽設置業者の方から333万円の支払いを求められ、もう一つは、水道部の事業に伴い、建設業者の方から3,256万7,231円もの支払いを求められております。そして、8月11日の臨時議会で、弁護士費用の予算が議会で可決されましたが、前者の分は24万4,000円、後者に至っては232万6,590円もの予算が計上されました。その後、前者の浄化槽設置業者との訴訟につきましましては、8月21日に津地方裁判所で第1回目の裁判が開かれたところであります。

2件もの訴訟を抱えるというのは、尾鷲市政において前代未聞のことであり、地方創生が叫ばれている昨今、市民の間から、頼むから明るい話をしてくれよと

か、裁判なんかしておらんと、何とか話し合いができんのかといった声が多数あります。

今後、裁判が進められるわけですが、尾鷲市が訴えられた2件の損害賠償請求について、市長はどのように捉えておられるのか、市長の現状における認識について教えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） レジ袋の有料化は、平成21年に発足した尾鷲紀北レジ袋有料化推進会議において、市内3業者の賛同を得て、紀北町内も含め計9店舗にて実施されております。

レジ袋の辞退率といたしましては、本市内の5店舗においては、開始以来80%を下回ることなく推移しており、市民の皆様の環境に対する意識の高さがうかがわれます。

制度開始のもととなった3事業者と尾鷲紀北レジ袋有料化推進会議、三重県地球温暖化防止活動推進センター、県、紀北町、本市との間で取り交わされた尾鷲・紀北地区におけるマイバッグ等の持参推進及びレジ袋有料化に関する協定においては、レジ袋によって得た収益金をリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用し、その内容を定期的に社会に報告しますとなっております。各事業者ともそれぞれの企業理念に基づく環境保全活動や社会貢献活動が行われております。

各事業者による環境に配慮した貢献がどのようになされているかとの御質問ですが、各事業者より、毎月のレジ袋辞退率の報告を受けるとともに、平成25年度と本年5月に本市が実施したレジ袋販売による収益金の活用事例についての調査において、各社からの御回答をいただいております。

主な内容といたしましては、店舗内におけるマイかごやエコバッグ等の配布に利用しているなどの活用事例や、大型店舗によっては、レジ袋による収益金の一部とペットボトルのふたの売却収益等をあわせて、国内外の環境保全活動への寄附や、教育資材、栄養給食、ワクチンなどの現物支給として活用している事例が報告されております。さらに、別の地元事業者においては、レジ袋そのものや食品トレーの原材料を植物性由来のものに変更することによって、CO₂の削減、あるいは事業者主催のリサイクル工場見学ツアーなど、親と子がともに参加できる環境学習会の実施に活用しているとの事例も報告されております。

寄附あるいは現物支給など、直接本市に対する具体的な還元は現在のところ受けてはおりませんが、各社とも環境保全や社会貢献に高い志を持って取り組んでおられることを確認しております。

次に、ごみ有料化の検討につきましては、去る7月30日に16名の審議員による第1回尾鷲市廃棄物減量等推進審議会を開催し、本市の廃棄物の現況についての説明をさせていただいた後、ごみ有料制度や今後のごみ減量策に対する御意見を伺っております。

その主なものとしたしましては、指定ごみ袋制度のあり方を検討するに当たり、有料化によって得た削減率約26%という市民の減量に対する高い意識を損なうことがあってはならない、あるいは、指定ごみ袋によって得た収益については、さらなるごみ減量やごみ出しに伴う市民負担軽減施策等に有効に活用すべきであるといった内容のものであります。

本審議会につきましては、今月実施を予定しておりますごみ減量に関する市民アンケートの結果を踏まえつつ、今後2回程度開催し、御意見を取りまとめた後、答申として本市に御提言をいただく予定であり、それを受け、さらなるごみ減量に向け、今後のごみ有料化制度のあり方やごみ出しに係る市民負担軽減策について、本市としての考え方をまとめ、次回定例会においてお示したいと考えております。

なお、現在の指定ごみ袋の収入につきましては、電動生ごみ処理機、コンポストなどの環境保全資機材、環境保全資材購入にかかる補助に充てておりますが、今後、廃棄物減量等推進審議会での御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

次に、本市が訴えられた2件の損害賠償請求についてであります。本市としたしましては、いずれの損害賠償請求に対しても、本市の不正行為によるものではない以上、損害賠償請求棄却に向け争っていく考えであります。私としたしましては、さきの臨時会等でも述べさせていただきましたとおり、万が一本市に損害賠償金を支払わなければならない事態が発生した場合には、進退も含め、最高責任者としてしかるべき政治的責任をとらせていただく所存であります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

まず、レジ袋の件からお伺いしますけれども、もう一度、市長は今、9店舗と言われましたけど、導入された、紀北町も合わせて9店舗ということで、尾鷲市は3事業者、会社としては三つ、一つが3店舗ありますので、店舗数でいうと5

店舗ということですね。私も、スーパーって最近行ったことなかったんですけど、日曜日に、ちょっとレジ袋を全部、ジュースだけ買ったりとかしてレジ袋をもらってきました。

これがS社のレジ袋です。1枚5円。それから、これはO社ですね、O社のレジ袋、これも1枚5円でした。それから、こちらがI社、I社は2種類ありまして、最初5円だったらしいですね。24年の2月21日だったかな、から3円のものも出しているということで、こちらは一回りちょっとちっちゃいですね。両方くれとって、両方買ってきました。自腹ですので、政務調査費は使っていませんので、御理解ください。ちゃんと自腹で全部買ってきました。

それで、ちょっとお伺いしたいのが、O社ですね、O社は紀北町に3回やっているんですよ、3回。市長も御存じだと思いますけど、23年の3月にソーラー発電セット、これが20万円ぐらいなんですかね、金額がちょっとわからないですけども。それから、24年の2月にエアロバイク、自転車みたいにこいで電気を起こすという、イベントなんかに使いたいんですけども、それが18万円ぐらいのものらしいです。それから、3回目に、25年の2月に13万2,041円、これは現金でもらったらしいですね。現金でもらっている。3回、紀北町はO社から還元してもらっているということなんですね。

ただ、僕が不思議なのは、なぜ尾鷲市に還元がないのかということなんですね。紀北町は、少なくともO社が3回やっている。これ、なぜ尾鷲市はないんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それは企業が独自に決める話でありますので、私としては、何らかの形で一番レジ袋の辞退に貢献しているのは市民の方でありますので、市民の方に還元していただくというのがいいのではないかなというふうに思っております。なぜ市に直接ないのかという話は、ちょっと把握しておりません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長は把握していないと、企業のやることだと、今そんなことを言われましたけれども、でも、市長、これ、協定書に、あなた、自分でサインしているじゃないですか。尾鷲市長、岩田昭人って。それで第3条に書いてあるわけでしょう、レジ袋の収益金は還元しますと約束しているわけじゃないですか。だったら、何でみずから求めないんですか、それ。尾鷲市にしてくれと。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 還元すると言っておりますけれども、市に対してそれを還元するとは言っていないので、要するに、それは、市民に還元するのも還元策の一つだと理解しております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いや、ここにはっきりと地域にと書いてあるじゃないですか。地域のリサイクル推進等の環境保全活動や地域貢献活動に使用しと、それも定期的に報告しますとなっておりますよね。報告、僕は聞いたことがないし。市民にこういう負担を押しつけて、協力を求めて、なぜこの協定どおりやらないんですか。市長としてあなたもサインをしているんだったら、それを求めるべきじゃないんですか。ちゃんと報告もせいと。地域に対して、紀北町に対して3回もしておるんだったら、そういう業者もありますよと、なぜ尾鷲市はしてくれないんですかと、なぜそれを尾鷲市民のために言ってくれないんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 地域に還元するということは、尾鷲市に寄附するとか、そういった話ではありませんので、地域に還元する環境活動を行っていただいている以上、我々としてはそれで、それはそういうことで正しい活動だというふうに理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） いや、何が正しい活動ですか。協定書どおりやってください。守られていないじゃないですか。市民に約束したんじゃないんですか、これ。21年8月の広報にもありますよ、ちゃんと。レジ袋販売代金から、レジ袋をちゃんと、エコバッグを持って行ってくださいねとお願いしておるわけでしょう、収益金はちゃんと還元しますよと市民に約束しておるわけじゃないですか。なぜその約束を守らないんですか。おかしいじゃないですか。制度だけ導入して、市民にだけ負担を求めるんですか。そんな行政なんですか、今の尾鷲市は。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 地域に還元するということで、先ほど言わせていただきましたように、いろいろなマイかごとエコバッグ等の配布とか、あるいは、国内外の環境保全活動への寄附、あるいは教育資材、栄養給食、ワクチンなどの現物支給として活用していただいておりますので、これは地域に対しての還元策だと私は理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そうしたら、じゃ、目に見える形で、紀北町は3回してもらっています。尾鷲市はいいんですか、それは別に。求めないんですか。今の現状でいいということですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 紀北町も、紀北町に寄附していただいたものを、さらにそれを環境的な保全活動、地域的な貢献に使用しているわけです。尾鷲市の場合は、尾鷲市に寄附とか現物支給はございませんけれども、しかし、地域の皆さんに対していろんな貢献、あるいは還元をしていただいている。それは協定にのっとったものだと理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そうしたら、紀北町だけ〇社はしているということに対して、市長は客観的にどう思われていますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） それも一つの還元策だと思っておりますし、私としては、市民の皆さんに直接そういった還元をしていただく方法をとっていただくのも一つの立派なやり方だというふうに理解をしております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 私は、市民に対して負担だけ押しつけて、あとはあんたらが負担したらええんやみたいな、そういう気がしてなるのですよ。

これ、21年9月、6年前ですけれども、このレジ袋を有料化されたときに紀北町も一緒にやっています。そのとき紀北町は、エコバッグと、それからハンディバスケット、かごですね、これ、全世帯に無料で配っておるのですよ、無料で。これ、この前ちょっと紀北町に聞きましたら、今でも転入者に対して無料でこのエコバッグとハンディバスケットを配布しておるらしいですよ、転入者に今でも。こういうことをどう思いますか。尾鷲市はそんなことをやっていますか。

余りにも、還元もしてもらっていないし、こういう政策もしていないし、余りにも冷たくないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 紀北町のエコバッグとエコかごを町民の皆さんに配布するということはすばらしいことだと思っておりますけれども、我々としては、今のところ、それはしておりません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） なぜしないんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 業者の中には、エコバッグとかマイかごを配布していただいているのもありますし、そういったこともありまして、全市民に対して配布ということには至っておりません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） もう一個聞きますけど、なぜ、僕は、紀北町がやっている尾鷲市はやらないのかなという気がしてならないんですけど、尾鷲市民、損しているじゃないですか、だったら。同じ行政サービスを受けておって。違いませんか。これ、定住・移住政策を考えても、後で、ゴミ袋の有料化のこともそうやけれども、定住・移住政策を考えても不利ですよ、尾鷲市は。ゴミ袋を有料化しておるし。向こうは、エコバッグにしたって、こういうサービスもして、転入して来ればくれる。尾鷲はそんな制度もない。ゴミ袋は有料化やし。そういうところを、その辺、市長、どう思われますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 一つのこと、確かに、エコバッグとマイかごは尾鷲市は配布しておりませんが、しかし、その他のことで紀北町にないこともやっていますし、そういったことで、お互いに競争しながら、いろんな市民の皆さんに対してサービスをしていくという中で、紀北町はエコバッグとマイかごの配布を選択したということでもあります。

全体的に考えたら、いろんな違いがありますけれども、紀北町でやっていることを尾鷲市ではやっていないし、尾鷲市でやっていることも紀北町ではやっていないという、そんなことはさまざまあるのではないかなと思います。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） さまざまあるって、何か他人ごとのような発言をされましたけれども、ちょっとこれを見てほしいんですけど、さっき市長が説明があったように、80%ぐらいの人がレジ袋要らないよと言うということなんです。

これ、ちょっと仮定でつくってきたんですけど、例えば100人来たとして、100人。これまでレジ袋は無料でした。だから、1人に対して2枚、3枚渡すときもあるかもしれないけれども、仮定として1人1枚配布したとします、無料で。製造単価を聞くと、大体1円か2円らしいですね。2円というふうに仮定します。そうすると、100人来た場合、左側を見てほしいんですけど、2円

掛ける100人、200円、200円損するわけですよ、店は。損していた、無料で配るわけだからね、2円のものを100枚配るわけだから。いいですか。わかりますかね。皆さんもわかります。

右側のほう、右側のはどういうことかという、今80%と言われましたけど、85%にしましょう。85%の人がもう要らないよと言うと。15%の人がレジ袋を欲しいと言うと。単価5円とします。I社は3円のものもありますけど、5円とします。そうすると、100人来て、15人の人が5円のをくれと言います。買います。ということは、5円掛ける15、わかりますか、75円、75円収入がふえるんです。わかりますかね、75円ふえます。でも、そのかわり、その原価、その原価というのは、1枚2円ですので、2掛ける15、30円かかります。ですから、原価、75から30を引くと、40円ですか、40円もうかるんです。利益としてもうかるんですね。40円もうかります。ただし、さっき申し上げたように、無料のときには200円損していましたから、差し引きしますと、利益としては、200円のマイナスだったものが45円の利益が出るわけですので、差し引きしますと245円、わかりますか、245円利益が出るんですよね、245円。これ、計算すると、これが500人来たとすると、100人ということはまずないと思うんです、平均すると。500人来ていたとすると、1日1,225円もうかるんです、以前より。これが1カ月だと3万6,750円、1年だと44万1,000円もうかるんです、以前に比べて。利益が改善される。これが、例えば1,000人だとすると、1,000人規模で来ている事業所だとすると、年間88万2,000円もうけがふえるんです、もうけが。このレジ袋を有料化してことによって。うちは1日300人ぐらいしか平均来ていないよというところがもしあったとしても、300人ということはないと思うんですけど、コンビニでも300人来ているということですから、300人は来ていると思うんですけど、300人しか来ていないと言っても、年間26万4,000円もうかるんですよ。もうかるというか、利益が改善されるんですね。

これを見ても、僕はこれ、今回の見直しというのは、確かに大義名分はCO₂を減らしましょう、地球環境のためにですということを言われました。それはわかりますと、皆さん、それはそうですねと言うと思う。でも、結果的には業者がもうかる仕組みなんですよ、これ、もうかる。だからこそ、協定書に対して、協定書で還元してくださいよとなっているわけですね。だから、この約束は、僕は守らなあかんと思いますよ。全然守られていないじゃないですかね。環境課長

ね。報告するといっても、報告は何も受けていない。これ、どうなんですか。報告もちゃんと受けておるんですか、市長。書いてあるじゃないですか、ちゃんとこれ。

ごみ袋を有料化した今の審議会の会長、三重大学の先生も、尾鷲紀北レジ袋有料化推進会議の会長として、それから、三重県地球温暖化防止活動推進センターのセンター長としてサインされています。こういうことには何か指導とかももらっていないんですか。その2点を教えてくださいよ。報告を受けていないのか、この先生から指導を受けていないのか、教えてください、環境課長。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 各店舗からの報告といたしまして、毎月定期的にレジ袋辞退率と、あと、店舗によっては、それによってどのぐらいCO₂が削減されたかを計算した上での報告は受けております。

ただ、社会への貢献活動とか、そういった部分に関しましての報告というものは受けておりませんが、本市のほうで今まで過去2回ほど問い合わせというのは行っております。その中では、各店舗、例えば地域貢献活動、社会貢献活動のポスターを作成して店舗に展示するとかといったような、市民に対する提示、そういったものはなされておるといふうに聞いております。

それとあと、三重県地球温暖化防止活動推進センターからの指導があったのかということでございますが、今のところ、特にそういったものはございません。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そういう三重県のほうからも全然そういう話もないということなので、署名しておいて、合意しておいて、そういう指導もしないという、もう制度さえ導入したらそれでええんやみたいなの、そういうのはちょっとやっぱり市民は困ると思うんですよ。市民にやっぱり協力を求めたんだったら、還元すると約束したんだったら、約束を守ってください。そういうふうな形で、もうちょっと大学の先生にも話をして、詰めてくださいよ。ぜひお願いしますよ、これ。

時間の都合がありますので、ごみ袋の話をしませけれども、今、尾鷲市は45リットル袋、県下で3番目に高いという話をさせてもらっています。一番高いのは、御存じのとおり名張です。名張が45リットルの袋を、以前68円でしかけど、平成25年の10月から54円に下げています。20%下げました、54円にね。だから、10枚だと540円かな。その次に高いのが志摩市。志摩市が1枚当たり45リットルが50円ですね。その次に高いのが、鳥羽市と並んで尾鷲

市が45円ということでありますけれども、私は前にも申し上げたと思いますけれども、21年の2月にこの署名書の大学の先生から答申を受けまして、これは伊藤市長の時代から審議会があったわけなんですけれども、21年4月にごみ袋を有料化すべきだと答申があったものですから、いやいや、それは時代の流れとしてそれはそうかもしれないけれども、今の尾鷲市の経済状況を考えたらやるべきじゃないですよと、ごみの分別が先ですという話をさせていただきました。

それと、当時、津市はやっていなかったんですね。津市はやっていない。県庁所在地の津市はやっていない。今でもやっていません。今でも津市はやっていないんですよ。だったら、僕は、三重大学は津市にありますでしょう、大学の先生は津市に住んでおったんなら、まず、僕は、津市をやったら効果が大きいわけですから、こんな、もう今、尾鷲市なんか過疎債という、借金なんかでも過疎債という過疎債を発行できるわけだよね。ということは、国が、もうここは過疎地だと認めておるわけじゃないですか。そういう過疎地で、少子高齢化が進んでおる状況の中で、わざわざここを先にごみ袋を有料化すべきじゃないのに、するのなら先に津をやってくれと僕は思ったんです。だから、僕は蹴りました。でも、その後、岩田市長になって導入されたわけなんですけれども、ただ、市長は見直すと言われた。7月に審議会が行われているようなんですけれども、今後どのような形で見直すんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 今、指定ごみ袋の収入というものが、年間収入というのがあるわけなんですけれども、現在では、可燃ごみ収集費及び電動生ごみ処理機、コンポストなどの環境保全資材購入に係る補助といったものに充当しているようなことであります。

ただし、今後その収益を、さらなるごみの減量施策、あるいは高齢化が進む本市市民のごみ出しに係る負担軽減策などに有効活用していきたいという考えのもと、審議会のほうでももんでいただいております。

具体的な例といたしましては、生ごみ処理に係る、先ほども申し上げましたけれども、資材購入補助の拡充のほうも検討していきたい。あるいは、ごみ処理の資材の現物支給、例えば、生ごみの台所における三角コーナーとか、いろんな資材がございますけれども、そういったものの現物支給などということも考えの中には今ございます。

あと、ごみ出しの負担軽減策としましては、例えば資源物を常時排出できるよ

うな常設ステーションとか、市民の方がいつでも資源ごみを持ち込み、その場で分別していただけるようリサイクルセンターの設置、そういったものも、大きなハードとしては活用の先ではないかということで検討を行っております。

いずれにせよ、今開催しております廃棄物減量等推進審議会にも、そういった市としての考え方も提示して、それに対して広く意見をいただいた後に、効果的かつ可能なものから実施していきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど環境課長が答えたのは収益の使い方でありまして、奥田議員の質問に対しては、例えば、いろんな方法がございます、例えば、伊勢市とか松阪市などで採用されておりますごみ収集手数料を上乗せしない方法、それから、新宮市などで行っております一定量無料配布制度、それから、名張市が25年度から実施しておりますごみ削減量に応じた指定ごみ袋の価格引き下げとか、そういった先例がありますので、その辺を参考にしながら、尾鷲市としてのあり方を審議会で検討していただくということであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） そうすると、今、伊勢市、松阪という話があり、伊勢市なんか百十幾らやったか、今、大幅に下がるということ、それをやってもらったら大幅に下がりますけど、あと、新宮なんかも一定量は無料で配布して、それを超える分は買ってくださいと。そういうシステムもいいですね。だから、そういうことを、それはいつごろ答申とかなんとか、結果が出るんですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 有料化制度の見直し、つまりごみ袋の価格の見直しにつきましては、審議会の答申を受けまして、もし指定袋の値下げというようなことを実施するのであれば、先ほどの奥田さんからの御指摘もありましたように、在庫の問題、そういった部分の、例えば在庫の袋に対しても、値段の表記とかもございまして、そういった部分をどうしていくかという問題がありますが、私としましては、できれば少しでも早いうちに市民負担の軽減を実施したいという考えがあります。販売店との調整期間等も考慮して、でき得れば平成28年度当初、4月の改定を目指していきたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 今、28年4月と言われましたね。ということは、そろそろ在庫調整もあり得ると思うので、できるだけ早く答申を示してくださいね、そ

れね。

それで、還元策の話を、僕、したいんですけども、尾鷲市が有料化しましたけれども、ごみ袋の、紀北町はしていないんですよ。していません。それにもかかわらず、補助金を考えた場合、電動処理機は1世帯1台当たり3万円で一緒なんですけれども、コンポストが、尾鷲市は今1世帯2台まで3,000円ということなんです。これが、紀北町は25年に6,500円に上げて、それから26年には1万にまで上げたんですね。これ、僕、不思議なんですけど、紀北町がごみ袋を有料化していないにもかかわらず補助率を上げたんですね。尾鷲市は、ごみ袋を有料化して、市民の皆さん、この収益金は還元しますからねとええことばかり言って市民に負担をかけている割には、補助率は全然上げていない。これはどういうふうに理解したらいいんですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 紀北町は、コンポスト1台につき1万円ということですか。

（「1世帯2台」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） 2台までで、1台5,000円ということで、我々としましては、コンポストの値段を勘案して、2分の1ぐらいの補助ということでやっていることであります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、僕は、同じ基準で1世帯2台、比較していますので、それが、尾鷲市が3,000円で。市長が理解していないんだったら理解してください。尾鷲市は3,000円、今。紀北町は6,500円じゃなくて1万円、今1万円です。だから、3倍以上上げています。だから、この辺のところをやっぱり、さっき申し上げたように、移住政策等を考えても、定住・移住政策、尾鷲市は不利になる状況というのは非常に困るので、この辺のところ、市長、どうですか。早急にやっぱりこういうのを改めたほうがいいんじゃないですかね。どうですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 一度一般的なコンポストというのはどれぐらいの値段がするのかわかるとして、それによって、やっぱり2分の1という補助でありますので、コンポストの調査をさせていただきたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長はその辺のところを御存じなかったというのはちょっと

と意外ですけど、いやいや、やっぱりトップですから、そのぐらいのことは把握しているのかなと思いましたが、やっぱり、僕、さっきも申し上げたように、市民に対して押しつけばっかりで、ごまかしばかりだなという気がしてならないのですよね。結局市民をだましているのかなという気がしてならないのですが、その辺は市民の方に判断を任せますが、とにかく改善してください。お願いします。

それでは、時間の都合もありますので、次に行きます。

国家賠償法の件ですけれども、国家賠償法、皆さん御存じない方もいらっしゃると思いますけれども、国家賠償法第1条というのがあって、公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体が、これを賠償する責に任ずるということで、この国家賠償法の第1条第1項に基づいて、2件もの損害賠償請求が今起こされているということでございます。

それで、森田水道さんの件をちょっとお伺いしたいんですけれども、これ、告訴したのが去年の11月10日ということですが、この告訴状をつくったのはいつですか。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） つくった日、提出した日が先ほど言われた日ですけれども、詳しい、きちっとつくった、期間もかけてつくっておりますので、その直前ということになります。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） その直前ということですが、じゃ、ちょっとお尋ねしますけれども、市長もこれまでの答弁で、施主は知らなかったんだと。この浄化槽設置業者が勝手に補助金申請をしたんだというような話で、経過報告もいただいておりますけれども、それを見ても、施主は警察のほうで、補助金を出ることすら知らなかったということを言われております。それを信用したというか、そういう形で告訴したということなんですけれども、それをちょっとお伺いしたんですけれども、これ、去年の10月2日の起案書です。この前ちょっと問題になった33万2,000円と39万2,000円、6万円の違いがありましたでしょう。市長は、その6万円、森田水道さんは正しく申請しておるんでしょう、33万2,000円で。それを、便槽からの転換の場合は6万円上積みできるということで、便槽があったんだということで、いいですか、わざわざ森田水道さん

が出した書類を改ざんするような形で、改ざんするような形で6万円勝手に上乘せして、39万2,000円払って、それが問題になって、市長は、3カ月、10%減額したんですよね。報酬が減額されました。この件について、僕も詳しくもうちょっと勉強したいなと思って調べていましたら、10月2日にその起案書が出ているんですね、6万円の。6万円を上積みしますよという起案書が出ています。それを見ますと、いいですか、7月18日に交付決定します。これは、7月18日に出したのは森田水道さんです。森田水道さんが正しく出しています、33万2,000円。33万2,000円で申請して、交付決定が33万2,000円です。それを、森田水道さんがミスをしたかのような書き方をして、そして、これ、何と書いてあるかという、補助金申請者においては、いいですか、補助金申請者においては、施工業者に代行依頼していたことから、受けるべき補助金の交付申請ができず、このままでは補助金申請者に不利益を生じてしまうことから。別に森田水道さんがミスをしているわけじゃないのに、転換だったのを転換というふうに申請していなかったというふうに、悪いように書いてあるんですけどね。それも問題だと僕は思うんですけど、今思うと。今思うとですよ。これを、僕は森田水道さんに、私はきちっと執行部が謝罪すべき問題だと思うんですけども、問題なのは、さっきも言ったように、補助金申請者、申請者、いいですか、補助金をするに当たっての施主ですよ、これ、施主。施主においては、施工業者に代行依頼していたとここに書いております。いいですか。これはどう理解したらいいんですか。市長、どう理解したらいいんですか。あなた方、知っていたんでしょう、これ。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） この問題につきましては、現在係争中でありますので、それ以上の回答については差し控えさせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 係争中は係争中でわかっています。僕は告訴のときのことを、10月2日のことを聞いているんです。10月2日に、なぜ、あなたは知らない、施主は知らなかったんだ、警察にもそうやって言っている、補助金を出ることすら知らなかった。施主は知らないで、勝手に浄化槽設置業者、森田水道さんが勝手につくって出したんだというふうな告訴状も出して、そういう答弁もされています。係争中ということはわかっています。あなたの答弁がおかしいから聞いているんです。いかがですか。そういうふうに逃げないでください、係争中

だと。これはどういう意味なんですか。あなた、10月2日の時点で把握していたんじゃないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） その時点の把握のことはさておいて……。

（「さておいてじゃないです」と呼ぶ者あり）

市長（岩田昭人君） いやいや、これは係争中の大事な話でありますので、答弁については差し控えさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 市長、逃げないでください。10月2日のことを聞いているんです。10月2日の起案書、これ、見ますと、大事な問題ですよ、これ。これ、10月2日の日に、これ、施主からの申請書が出ています。そして、それに対する起案書が出ています。そして、交付決定までしています。これ、異常ですよ。全部10月2日。1日でできるはずがない業務が10月2日に全部なっているということは、これ、前のあれと一緒にですよ。新田町の排水管工事と一緒にやと思うんだけど、執行部が一丸となってこういう書類をつくらないことには無理です。僕も執行部にいた経験があるからわかるけれども、絶対無理だ。絶対無理です。全部10月2日になっているということは、執行部も全部了承しているはずでしょう。それに証拠に、これ、担当課が起案書に印鑑、係長も押しておる、補佐も押しています、課長も押しています、当時の山口副市長も押しています、岩田昭人市長、あなたも印鑑を押しています。押していますよ。係争中と逃げないでください。これはどういう意味ですか。教えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 決裁まで上がれば押印するのは当たり前話でありますけれども、それ以上のお話については、何遍も申し上げますが、係争中でありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 係争中は関係ないですよ。10月2日のことを僕は聞いているんです。僕、6万円の件があったから、6月議会が終わってから僕は取り寄せたんです、これ。6月に1回出してもらったときにきちんと出てこなかったから、いや、俺は起案書が欲しいんだと。2回請求してやっと出てきたんですよ。この辺も、尾鷲市は本当に秘密主義だなと思うんですよ。さっさと出せばいいのに、なかなか出してこない。僕は2回粘って出てきたんです。そうしたら、こう

いう文書、信じられないようなものが出てきた。これ、答えてくださいよ。係争中は関係ないですよ。10月2日の日に、こういうふうなことで、皆さん知っていたんでしょ。代行依頼しているということは、全部契約書もそうでしょう、実績報告書も全部添付せいと書いていますから。全ての補助金申請は、いいですか、施主も了解していて、代行依頼しているということは、執行部も認識しているはずじゃないですか。それにもかかわらず、告訴状にはそういうことも全然施主は知らなかったというようなことを、はっきり言ってでたらめですよ。うそと仰いでくださいけどね。うそと言うとまた語弊がある。でたらめなことを弁護士にも話したのか。それと、議会に対してもうそばっかりじゃないですか。あなた、知っていたんじゃないですか、これ。

回ってきたから印鑑を押すのは当たり前ですよ。印鑑を押したということは、ちゃんと精査していますでしょう。10月2日の日に全部交付決定も出て、全部日付を合わせた形でやっているんだから。かなり、これは告訴するような案件ですから、この前から警察が来ておったんやろう。来ておったんでしょ。だから、大事な案件ですから、真剣な議論をされたと思うんですよ。この案件について、この6万円の件に関して。だから、あなた、6万円を指摘されて、3カ月の減俸をしたんでしょ。これはしまったと思ったんでしょ。違うんですか。大事な問題ですよ、これ。答えてくださいよ。係争中と逃げないで。この施工業者に、10月2日の時点で執行部は認識していましたね。答えてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 6万円の支払いについては、いろんな精査をすると、それは明らかに間違いであったということは私も認めて、それで減俸したわけですが、この件に関しては答弁は控えさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） それはちょっと、議長、答えさせてもらえませんか。暫時休憩して。大事な問題です。僕は、係争中で裁判のことを聞いているわけじゃないんです。10月2日の起案書のことを聞いているんです。ちゃんと答えてもらうのが当たり前だと思うんですけども。いかがですかね、議長。

議長（村田幸隆議員） 答弁する市長の裁量で答えておりますから、この件については暫時休憩する必要はないと思います。答えていなかったら、再び奥田議員さんが質問してください。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員）　　そういうことで、暫時休憩していただけないということで、市長がそういうふう逃げると。これは市民の方々が、ワンセグで見ている方もいらっしゃるでしょう。これ、傍聴されている方もいらっしゃいます。ネットでも見れますから、皆さん、市民の方はよう理解すると思うんですよ。こういうでたらめなことを答弁して、10月2日の時点でちゃんと森田水道さんに施主は代行しているということは認識している。これ、当然そうです。当然だと思いません。

森田水道さん、訴状を見てもそうです、8月18日の日に出したときに、施主の家に呼び出されたというんですよ、担当課から。行ったら、担当課と施主がいて、施主の家だから施主がいますよね、担当課もいて、会社名を出しているのを個人名に変えてくださいと言われてた。そして、帰ってきて、そのときに、個人名の漢字が難しい漢字だから、担当課に電話して、難しい漢字は今手元にはないんですよ。簡単な三文判でいいですかと言ったら、いいですよというふうに言われて、だから、森田水道さんは息子さんがこのとき初めてやったらしいですね。そのとき、だから、逐一、損益計算書も出さないかんじゃないですか、逐一担当課に聞いて、これでいいですか、これでいいですかと念を押しながら出していたと言いますね。だから、それが本当だとすると、これ、本当にあなた方、これまででたらめを言っていたということですよ。でたらめな告訴をしたということですよ。そう思われませんか。

じゃ、市長に1個聞きます。

法人名を、そういうふう今告訴状に出ています。法人名を個人名に直して申請するように指示はしましたね。市長、どうですか。把握していますでしょう。

議長（村田幸隆議員）　　環境課長。

環境課長（仲浩紀君）　　要は、当初の申請なり実績報告というのを、もう10月2日の時点までには実は提出をいただいております。その際のお話かと思いますが、そのときには、当然森田水道さんからいろんな各種書類をいただいておりますので、代行依頼をされておったかされていなかったかというのは、環境課としましては、その時点では代行があったわけですので、実際に、それは把握しておりました。

施主様が知らなかったというのが、補助金があるなしを知らなかったのではなくて、本件の問題となっております浄化槽の維持管理契約について、そういったものがあることを知らなかったというふうに今まで説明してきた次第でございます。

す。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 課長も出任せを言うたらあかんで。本当に、これ。これ、あなたがつくった資料でしょう。市内浄化槽設置者を告訴に至った経緯について資料、これ、4月30日に生活文教常任委員長から全員に配られた資料です。ここに、施主は補助金が出ることも知らないまま工事が施工されていたんだと、そういうふうに警察が言っているんだということを書いているじゃないですか、あなた。そして、さっきも申し上げたように、10月2日にあなたも印鑑を押しているんですよ。印鑑を押しているじゃないですか。そういうでたらめを言うたらいかんですよ、これ。あなたがつくった資料じゃないですか。

だから、こういうことを、あなた方、代行依頼しているというんだったら、それ、警察は事情徴収も何も、全然森田さんにも確認せんと。警察がそうやって言っているからといって。自分たちが知っていること、自分たちが、担当課もそれはわかっていることじゃないですか、あなたもこういう印鑑を押しているんだし。森田さんは、そういう、施主はそんな知らないはずはないということ。なぜそれを警察に言わなかったのか。弁護士にも言わなかったのか。そして、告訴状にもうその告訴をしたのかと。告訴状にもそういうことを書いて、そこが問題だと言うんですよ。

そして、今でもそうやけれども、市長もそう、議場での答弁もそう、でたらめばかりですよ。でたらめばかりじゃないですか。本当にどうなっておるんですか、これ。

市長、もう一個、申し上げるけれども、本当に新田町の87万の件もそうですよ。これ、あなた、服務審査会にかけてもらいましたと言って、真井議員が6月議会で指摘しましたけれども、服務審査会なんて、市長が対象になっていませんでしょう。あるいは3月議会か。そうしたら、今度は、6月議会にそれを指摘されたら、いや、今度はそうじゃなくて、報酬審議会にかけてもらうんですとか言って。私も退職金辞退せいと言ったら、いや、報酬審議会に今度かけますとか言ってはぐらかすんですよ。じゃ、この前の質疑の中で、じゃ、報酬審議会、あなたの退職金も含めてやるんですかと言ったら、いや、報酬と賞与だけですよ、本当にその場しのぎのでたらめばかりを言うという、この辺、どうですか、市長。本当に、さっきのごみ袋、レジ袋の件もそう、ごみ袋の件もそう、本当、森田水道さんの件もそう、でたらめばかりじゃないですか。いかがですか、そ

の辺。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 決してでたらめを言っている話じゃありませんし、私は議員の皆さんの質問に対して真摯に答えさせていただいておるといふふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） あなたはそういうふうに思っているかもしれないが、客観的に見ると、もうでたらめだらけですよ。言いたいことは山ほどありますけど、もう時間があと4分しかないという、ちょっと本当はあと1時間ぐらい欲しいですけど、最後に1点だけ申し上げます。時間がないので、1点だけ。

私は6月議会の際に、森田水道さんの告訴は、これは虚偽告訴に当たると申し上げました。これは確信していると僕は申し上げました。それに対して、市民の方々は、それはちょっと言い過ぎじゃないのかと。多分、マスコミの方も聞いておってそう思ったと思うんですよ。また奥田が大げさなことを言うておるなど。でも、僕は根拠のないことは言いません。なぜかと言うと、これは、僕は、実は5月の連休のときに入手した資料なんですけれども、だから、6月議会の際からもうわかっていました。5月の連休のときに入手していますから。

これ、何かというと、紀北町の裁判例、判例です。紀北町の27年、ことしの2月19日に出た名古屋高裁の判例なんです。これは何かというと、紀北町で3年前、24年の7月なんですけれども、ある方同士がもみ合いになったらしいんですね。そのときに、ちょっと言い合いをただけなんだけれども、一人のほう首を痛めた。殺人未遂だといって告訴したんですよ。告訴したんです。それが、24年の12月28日に、通知を警察庁のほうから嫌疑不十分だとの不起訴処分が出たらしいんですね。それで、この訴えられた人はたまりませんよ。僕は訴えられた人からもそのときの苦しみを聞きましたけれども、3年かかってですよ、これ、25年の2月28日に、逆に虚偽告訴だということで民事で訴えられたらしいんですね。それが、1審判決、津地方裁判所の熊野支部では、そんなもの認められんと請求が棄却されたらしいんですね。それが、第2審の名古屋高等裁判所へ行ったら、それが、これが2月19日の判決です、これは虚偽告訴に当たるといふことで、300万円請求したのが70万、300万で70万ってすごいと思いますよ、すごい率です、70万で、あと裁判費用10万7,000円、プラスして80万7,000円、勝訴したんです、勝訴、逆にね。この人、本当に

3年間苦しんだということです。殺人未遂呼ばわりされて。新聞にもそういうふうに載ったらしいですけどね、当時ね。

これ、判決文を読むと、刑事訴訟法230条は、犯罪により害をこうむった者に告訴権を与えており、犯罪により害をこうむっていない者には告訴権が与えられていないことは明らかであると、これはそうですね、前提。告訴された者は、根拠のない告訴により、名誉、信用等を不当に侵害されるおそれが高いだけでなく、被疑者としての取り調べを余儀なくされるなど、少なからず負担を負うことになる。相応の根拠もなく、犯罪により害をこうむったと主張するだけの、いいですか、害をこうむったと主張するだけの者の告訴を許容する趣旨とは到底解することができず、告訴をする者は犯罪事実があることを裏づける相当な根拠、僕はここで申し上げたい、思慮ですね、ちゃんと思慮しないとイケないということなんです。思慮、よく考えて、裏づけを。で、義務を負うと。今後の根拠について調査、検討すべき義務を負うというべきであると。告訴が事実上及び法律上の根拠を欠く場合において、告訴した者がそのことを知っていた場合はもちろんのこと、そうでなくとも、通常、人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、いいですか、知り得たのに、あえて告訴をするなど、告訴権の制度趣旨に照らし相当性を欠くと認められたときには、違法な告訴として不法行為に当たると解するのが相当であると。これは2月の判決文ですよ。それも隣町、紀北町の。

だから、私が申し上げたように、裏づけも何もない、聞き取りも何もしていない。全然違うことを書いて、でたらめなことを書いて、あえて告訴する。告訴ありき、逮捕ありきの告訴をした。これは、これに明らかに当てはまるんですよ。だから、僕は、これは虚偽告訴に当たると確信しているというふうに申し上げたんです。これは大げさと言われましたよ。でも、大げさでも何でもありません。何回考えても、あなた方がやっているでたらめの説明、でたらめなやり方、全部考えてもこれに当てはまります。だから、市長は不法行為には当たらないという答弁をされましたけど、私は、明らかにこれは不法行為に当たると。これを見る限り、ことしの2月19日の名古屋高裁の判決を見る限り、あなた方が11月10日に、去年やられた告訴は不当虚偽告訴に当たるというふうに私は思います。

あなた方は、本当に、もう一言言わせてほしいですけど、何かあったら、交付要領にも書いてあるように、それを指導するというふうに、指導しないとイケないというふうに書いています。そういうことも、もし何かあるんだっただけでしょ

う。でも全然、今回見た場合に、何ら問題ない、このことについてどう思いますか。市長、これでも逃げますよね、やっぱり。係争中だといって。どう思われますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まさにそれを今争っておるわけですから、それについては答弁を控えさせて、このことは奥田議員だったら理解してもらえると私は思っております。

議長（村田幸隆議員） 奥田議員、もう制限時間を過ぎておりますから、最後にしてください。

1 1 番（奥田尚佳議員） 僕は、本当に7年前の、本当にこれ、7年ぶりの国家賠償請求ですけど、そのことの比較もちょっとしたかったんですけど、時間がなかったのであれなんですけど、本当に僕、市長、最後に申し上げたいのは、自業自得だと思います、今回の2件の国家賠償請求というのは。本当にあなたがこういうでたらめなことを、さっきのごみ袋の件でもそうですよ、約束も何もしていない、レジ袋もそう、何もしていないんです。何もしていないんですよ、本当に。何もしてもらっていない。それも何も言わない。そういうでたらめな行政をしているから、5年前の判決が出たときも、7年前になるのか、これは言うのをやめます。言うとも長くなりますからあれですけど、もう本当に悔しい思いをしています。そういうでたらめなことを、平気ででたらめなことを言う、そのことが、僕は、この6年間ずっと続いてきたんじゃないかと僕は思うんです。だから、この2件の損害賠償請求というのが、僕は、市長の6年間の集大成であると。僕はそれだけ言わせてもらって終わりたいと思います。集大成ですよ、これは、ということだけ申し上げて終わりたいと思います。

済みません、オーバーしました。

議長（村田幸隆議員） 市長、何かありませんか。いいですか。

ここで10分間休憩をいたします。

〔休憩 午前11時03分〕

〔再開 午前11時14分〕

副議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、1番、真井紀夫議員。

〔1番（真井紀夫議員）登壇〕

1番（真井紀夫議員） 一般質問を行わせていただきます。先ほどの奥田議員と少し

重複するところがあるかと思えますけれども、ひとつ、御了承のほどお願いいたします。

異常事態の尾鷲市政を岩田市長はやり直せるか。

- 1、岩田市政の6年間を振り返って。
- 2、水道部や環境課等の問題について。

ここ数年間、ミスだ、怠慢だ、無謀だ、訴訟だ、裁判だ。市長も職員もエラー続きで、市議会議員は憤慨、市民はあきれ果てています。まるで異常事態宣言のまち尾鷲市だと言わざるを得ません。問責決議を突きつけられた市長は、これからの2年弱をどうこらえて過ごすのか、順次質問をいたします。

ことしの3月、尾鷲市議会が一市民よりの投書を受け付けました。差出人はわかりません。その投書は公開されていないのですが、私のところへもそのような投書は時々送られてきます。私は、匿名の投書を決してうのみにはしていません。しかし、具体的な指摘や不満意見の前段に書かれてある、岩田市長は余りにも無策、無謀、無知であり、今日の行政を混乱させている。この6年間で岩田市政は何の結果も出しておらず、市政の混乱を招くばかりで、これでは尾鷲市の発展は望めませんといった見解には、私は同感であります。どこが無策で、行政を混乱させてきたのか、その代表的なものを思い返しながら、私なりに問題点などを指摘したいと思います。

平成23年9月、尾鷲小学校の耐震改築補強工事のミスが明らかになりました。名古屋の建築設計、監理会社シーラカンスが、全て我々の責任なので、処分は市の方針に従いたいと謝罪しているのに、市長は、全ては市の責任と業者をかばい、何ら責任を問わなかったのは奇々怪々でありました。その後始末のために、設計ミスによる補修工事に4,650万円を追加しました。さらに、雨漏りのおまけまでつけた業者に市長が感謝状を贈呈して、天下の笑い者になったのを忘れてはいないでしょう。無謀、無知と言われても返す言葉はないはずです。

平成24年2月に市内4出張所をセンターに移行し、センター長に定年退職課長4人を再雇用するという、とんでもないことを提案してきました。センター長の年収は400万円ぐらい、財政逼迫の折、若い人たちの採用を避けて、市役所退職者を再雇用するなんて、非難の声が出たのは当たり前です。議会も大反対したので、市長はやむなく再雇用を引っ込めました。なぜこういうむちゃなことを思いついたのか。一説には、選挙対策用人事とのうわさもありました。

平成26年4月、輪内中学校改築事業の旧校舎2棟の解体工事で、基礎コンク

リートや浄化槽など建築廃材が埋め戻されていたことが明らかになり、尾鷲市は発注工事に関係した3社を警察に刑事告訴いたしました。その一方で、市としての日常の現場作業等の確認、監視の管理責任はどうなっていたのかという疑問が指摘されました。これらは市民の通報で発覚したのですが、膨大なコンクリート塊の解体撤去作業や玄関のひび割れ等を、市の担当職員は見て見ぬふりをしていたという生臭いうわさもありました。市民の通報がなかったら、手抜き工事がまかり通っていたことになります。恐ろしいことです。

そして、宮ノ上小学校建設工事に伴う火災隠しの1件も、工事現場に日々通いながら、知らなかったという市の日常の管理責任に重大なミスがありました。これも市民の通報で発覚したのですが、市長も職員も、しっかり仕事をしていないことを何かにつけてさらけ出すことが多かったことは、まことに残念でなりません。

平成26年、水道部が新田町の下水排水管の移設工事を勝手に行い、極めてずさんで悪質な処理をしておりました。3年前の水道部の工事ミスが昨年5月に判明、一部職員で下水管仮設工事を行って、市長と水道部長が悪質な事務処理で予算を流用し、これらの全てが隠蔽されておりました。これも市民の通報で議会が初めて知り、発覚したものであります。さすがに担当職員たちを処分しましたが、どうしたことか、不法な問題の流れを把握しながら不適切な処置をした岩田市長自身の責任については曖昧にして、庁内の服務審査委員会の権限では審査できないのに、審査委員会の役員に尋ねたが、責任を問われなかったと、今も市長は責任から逃れています。市長に反論がおありなら、この場でお聞かせをいただきたい。

また、昨年の1月に臨時議会で全会一致で否決されたのに、合併浄化槽のPFI採用をめぐって、議会も関係業者も市長の無責任な言動に大いに振り回されました。PFIに取りつかれた岩田市長の熱狂ぶりに驚きながら、私たちはPFI事業を中止させることに必死でありました。全国自治体の事例や、多額の費用が市民の負担となるPFI浄化槽事業は大きな問題ありということで、議会は計画撤回を申し入れ、ようやく市長は諦めたことでしたが、市長の強情ぶりにはあきれられるばかりでありました。PFIの無謀計画で、調査などの委託料約1,000万円を無駄に投入し、2年にわたって関係職員や議会を引きずり回すという混乱を招いたことについて、岩田市長は深く反省し、おわびの一言があっても当然ではないでしょうか。

最近では、告訴だの裁判だの、その費用を予算に計上しなければならなくなりました。市政は裁判沙汰に追い込まれて、地方創生など市民の期待する市政がどこかへ追いやられている状況ではないですか。残す2年弱の岩田市政は赤信号続きで、市民はますますめいっています。

これらの問題の一つとして、市内の西川建設の経営者が、昨年8月、配水管布設がえ工事入札の延期をめぐって苦情を申し立てたとき、当時の水道部長に足をひっかけられて転倒し、約1年にわたって治療を要したことで、尾鷲市に対して損害賠償3,250万円を要求して津地裁に提訴をしてきました。市はこれに対応するため、多額の弁護士費用を計上しました。

また、昨年8月、個人所有者が倉庫建物地内に合併浄化槽を新設した際、岩田市長は、この工事を請け負った市内業者の森田水道、これは、西川建設、森田水道さん、両者に実名をここで述べることを了解いただいておりますのでよろしくお願いいたします。森田水道を、浄化槽維持管理業務契約書を偽造したとして、昨年11月10日に尾鷲警察署に刑事告訴しました。

そして、11月17日、森田水道の経営者ら2人が尾鷲警察署に逮捕されましたが、津地検熊野支部は、ことし4月30日、2人を不起訴としました。これに対して森田水道は、市に告訴権がないのに、何の行政指導もないまま突然告訴されて、経済的損失と精神的に大きな苦痛を受けたとして、逆に国家賠償法で損害賠償金333万円を求める訴訟を起こし、目下裁判中です。これにも尾鷲市は急遽弁護士費用を予算に上げました。もし敗訴すれば、賠償金は市民の税金から払うこととなります。

さきの市議会で、市は行政指導すればよかったのに、なぜ急いで告訴をしたのかとの議員の問いに、警察から告訴してくれと言われたのでそのようにしたと市長は答弁をしています。市長の確かな考えなどないまま、警察に言われたとおりにしたなんて、他人任せの市政の実態をさらけ出したようなものであります。市長に軽率な判断が多いということは、尾鷲市全体として大変迷惑なことであります。市長は、森田水道を告訴した根拠を示せますか。

以上、いろいろ申し上げましたが、演壇での質問といたします。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 私は市長就任以来、市民の皆様の負託にお答えするべく、市長として市政運営に全力を投じ、公平、公正、透明を信条に、命のまちづくりの考

えのもと、防災、健康、医療、福祉、産業、教育について取り組み、第6次総合計画での将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現を図るべく各種施策を進めてまいりました。しかしながら、議員の皆様からの御指摘や御批判などをいただくこともあり、その点につきましては、私の不徳のいたすところと捉え、真摯に受けとめております。

今般、自治体運営は、厳しい社会経済情勢等を背景として困難な局面を迎えており、本市におきましても同様であります。今後も尾鷲市政の長として一層職務に邁進してまいり所存であります。

なお、水道部の問題では、担当職員の処分をしたが、市長は逃げているということではありますが、水道部の問題も総括して10分の1の報酬カットをしたということでもありますので、御理解を願いたいと思います。

また、裁判にかかわる部分につきましては、現在係争中でございますので、答弁は差し控えさせていただきたいと考えております。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 私は、議会で審議した案件で一般質問をしています。ただいまの市長の答弁は、私は理解も納得もできません。

質問の順番を変えて質問をいたします。

先日、浄化槽補助金の問題にかかわって、情報公開の手続で、平成26年度の浄化槽補助金の転換分15件の申請書類を一式取り寄せました。これがそうです。そして、わかったことは、民間の業務では考えられないような、ずさんでお粗末な書類一式でありました。

浄化槽補助金にかかわって、国の機関が環境省であるのに、厚労省と書かれている契約書、また、公務の文言としての間違い、日付のない各種の決定書類、よくわからない起案書等、そして、必要とするくみ取り槽、単独槽の写真など、一切ありません。県行政31年の経験者、岩田市長の指導のかけらも見当たりませんでした。

最近、担当職員が改善に努力しているようですが、実務の基本を忘れられて、その上、公用書面の文言等々、間違っただけ今日まで通してきた環境課、尾鷲市役所の実態を、岩田市長はどう考えますか。何やったら、これを見てもらってもよろしいですが。お気づきでしたか。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回の6万円の補助金を、施主の方から御返還いただくという

ようなことになりました。これにつきましては、真井議員御指摘のとおり、補助金支給に係る事務処理体制の甘さ、それから、現場確認とか、そういったものをしていないとか、いろんな本当に問題がありました。このことについては、もちろん私の指導不足が最大の原因であると重く受けとめております。

今後、今、マニュアルの設定とかチェックリストの作成、そういったもの、あるいは現場確認をもっと強化するといった改善策に取り組んでおりますので、御理解を願いたいと思います。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、指導、全くされていないんですね。あなたは、31年の県行政の経験者だと、それを踏まえて立派な尾鷲をつくるんだというようなことを当初から述べられておりますけれども、指導しておったり、また、この浄化槽の補助金の申請書類を審査しておったら、すぐ気がつくはず。私は、ちゃんと要領の中に書かれておるんですね、市長は申請書が出てきたら審査をすると書いてあるんですね。ところが、全部部下に任せっ放しで、市長は全く見ようとしていないなと僕は思いました。何と無責任な、ずさんな市長なんだろうと、私はそんなふうに思いましたよ、率直に。

昨年、森田水道が代行手続で申請した浄化槽補助金33万2,000円の書類は偽造と決めつけて、昨年11月10日、警察に告訴をした。そして、同じ11月10日に追加があったということで6万円上乘せして、39万2,000円申請者の施主に支払っています。告訴と補助金の追加払い、この二つが同じ日になったのはなぜですか。まず、このことからお尋ねします。

副議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） ちょうど、告訴と追加支払いを故意的に同じ日にしたことでございます。ちょうど警察の捜査等の状況を聞いた後、告訴する時期が追加の補助の時期と重なったような次第でございます。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） そうですか。たまたまなったんですか。そして、それがことしになって、ことしのさきの6月議会の中で、追加で上乘せした6万円はおかしいのではないかと指摘をしたところ、市長は、不当な追加補助金ではないと強く否定をいたしました。そして、その後日、市の間違いであったとして、市長は3カ月の給料の10%の減給を申し出て、急に謝罪をされました。市長の責任、間違いは何なのか、今もってよくわかりません。

先ほどは、何か水道部のことも兼ねて給料を減らしたんだと、僕は初めて今聞いたんですけれども、そんなことを後からつけてくるというのはどうかと思いますよ。今回の6万円は、少額ですが、小さな額ですが、市長は何かの事情で施主の口封じをしたのではないかと気にする人も案外いるのです。施主さんの御意見は何と言っていましたか。どういうことであったのか、間違いの中身を説明してください。そして、今回、不法な補助金6万円は、返還されたのはいつですか。あわせて答えてください。

副議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） まず、返還に関しましては、臨時議会、いつやったかな……。

副議長（高村泰徳議員） 市長、答弁したほうがいいんじゃないですか。

環境課長（仲浩紀君） 既に臨時議会等で返還を報告させていただいた後、直ちに施主のほうにも御説明して、直ちにもう既に返還していただいております。

もう一個が、何だったかな。

（「（聴取不能）の臨時会は（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

環境課長（仲浩紀君） 私のちょっと手元に資料がないんですが、記憶ではその明くる日というふうに思っております。そうですね。明くる日に話をしに行きました。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も、6万円の支払いはおかしいんじゃないかという話を聞かせていただいたとき、当初は職員が現場も確認してやらしてもらっておるということでしたので、正しい補助金の支出というふうに認識をしておりましたが、議会のほうから指摘をいただきましたので、再度詳細な調査をしたところ、やはりこの補助金支出は間違いであるということになりましたので、直ちにおわびを申し上げて、施主さんにもおわび申し上げましたし、議会にもおわびを申し上げたところであります。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） どこでどう間違ったのかと尋ねておるんですね。施主のほうから、そういうことで、便槽からの転換なんだというて申請書が上がってきておるんでしょう。そうしたら、市が間違っただけじゃなしに、施主が間違っただけですか。それやのに、市長が水道部の新田の件の責任をとる意味においてこの責任もとったということなんですか。どうもその辺が曖昧でよくわからんのですね。これやったら、6万円の責任をとる必要はないのに、市長は。施主が間違っただけやたらね。それが、市長が間違っただけというから、市長はどんな間違いを犯したん

かということをお尋ねしておるんですよ。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） よしんば、施主の方が6万円の部分を申請したにしろ、それはきちんと精査して、それが本当に転換に当たるかどうかというのを判断するのは市であります。だから、そういったことで、市が、むしろ今回の場合は、こういう転換に当たりますので6万円も申請できますよというように、こちらから持ちかけたところもあります。それを、施主の方から返還していただくというようなことになったということは大変大きな問題でありましたので、私も報酬カットということになりました。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長の答弁はおかしいですね。当然でしょう、補助金の種類に、33万2,000円の補助もある、そして、こうであれば6万円プラスできる、こうであればもう一つ、9万足すことができる、計の15万できるという、その補助の説明をするのは市の職員の務めやと思います。そういうことでは、どこが、何が悪いんですか。説明をせんほうが悪い。今回はしておるから、私は、それはそれで結構やと思っておる。しかし、市長は間違ったと言う。どうも筋が通らないと思うんですけどね。

そのことをもう一遍尋ねますけれども、森田水道が作成した補助金申請書類が偽造だとして市長が告訴した昨年11月10日の同じ日に、この浄化槽補助金が施主に支払われた、何の因果だろうと私は思いますよ。しかも、追加で6万円プラスしての39万2,000円の不正補助金の支払いであったということなんです。私は、この支払いは悪質な犯罪だと懸念されてなりません。浄化槽転換工事はうそであり、事実上新設工事だったのです。転換分の6万円は返還されましたが、なぜ公金横領のようなことになったのか、岩田市長、もう一度お尋ねします。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 公金横領って何でしょうか。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） この補助金は、市民の税金と県のお金と、それから国のお金が入っておるんですよ。三つが足されて補助金になっておるんですよ、浄化槽の。そして、新設の場合のみ県はしてこんのですよ、11万円も3万円も入れてこないんですよ。ところが、新設じゃないとなったら、県も計14万入れてくるんで

すね、細かいことは抜きにして。今回のやつは、国も県も市も負担しておるんですね、この39万2,000円は。公金じゃないですか。市民の税金じゃないですか。国民の税金と違いますか。公金の意味がわかりませんか。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） いやいや、公金の意味はわかりますよ。しかし、横領というのは何なんでしょう。誰が横領したんでしょう。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） 誰かわかりません。市長は間違ったと、だから、その間違っただけはどういうことなのかと尋ねておるんです。

市長は審査するんでしょう、出てきたら。市の要領、規則によって。書いてありますよ。読みましょうか、そのところ。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 確かに補助金の審査基準が曖昧だった等によりまして、過誤によってつけてはいけない補助金をつけてしまったということはあります。それは間違いであります、決して横領というようなことではない。横領といいますと、それはもう犯罪になってくるんですよね。そんな話ではないということをぜひ御理解を願いたいと思います。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長の言うことは理解できません。もうこの件についての議会は、追加補助金の内容を、6月議会終盤の中で、審議半ばのときでしたけれども、市長みずから間違いだったと、給料カット、減給を申し出ての謝罪でありましたが、私ども、賛成はいたしました、市長の責任のとり方が大変急で変であるなど、こう思いました。

補助金の追加申請は、個人所有者、施主御本人ですか、それとも市の関係者なのか、それとも代行業者の手続だったのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

副議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 6万円追加の補助申請につきましては、施主様から直接申請がありました。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） だったら、市はどこが間違っただけですか。市は、審査でそのように間違っただけの審査をしたということなんですか。

副議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 当然そういう6万の追加の補助があるという話も市から持ちかけたわけですし、さらにその申請をいただいて、当初その時点では、補助の要件にかなっていると判断して6万円の支給をしたわけでありましてけれども、やはり委員会とかそういった部分でさまざまな指摘を受けて、やっぱり今回それにつきましては、浄化槽の普及促進ということを最優先に、しかも配管費の補助金であるということで、合併浄化槽の配管が実際に施工されていることといったことに重きを置いてしまったのが原因でありましたので、そういう誤った解釈が、そういったものは転換には当たらないという新しい解釈に変更いたしまして、これはもう不適切な支給であったということをお判断いたしました。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） であるなら、審査はずさんだったと。市長、市長が審査することになっておりますけれども、この要領。ずさんだったということで、市長は責任をとったと、そのように理解してよろしいですか。間違いましただけでは済まないというゆゆしき問題であると思っております。見方を変えれば、県をだまして補助金を尾鷲市が受給し、施主に支払ったことになるからです。転換工事ではなく新設工事の浄化槽であるのに、尾鷲市はこの1件分について転換補助金14万円を県から受け取っています。転換工事でないのに、偽って県補助金を尾鷲市は不正受給していたことになるんですよ。何らかの詐欺的な犯罪があったのではないかという疑う声が結構あります。

また、施主の申請が正しいならば、受け取った補助金は返還しなくてもいいのに、返還されて、尾鷲市は受け取りました。なぜうそが入った追加の補助金申請であったのか、その辺の事情がよくわからない。虚偽の申請による不正受給があったとしたら、これは犯罪行為ではないかと思えますよ。それを、市が承知していたのではないかという疑いもありますよ。

もう一遍尋ねます。誰でもよくわかるように市長の説明をお願いしたいと思います。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ずさんな審査というよりも、誤った審査をしてしまったということになります。施主の方は、こちらから、こういうのもありますと言って申請をしました。それに対して、審査権はこちらにあるわけですが、その審査が誤っていたと。誤った判断で補助金を交付してしまったということになります。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 誤ったと言ったり間違ったと言ったり、そんなので通りますか。要するに、便槽があったかなかったかの確認だけでしょう。そのための資料も皆出てくるんでしょう。特に追加ですから、これは。初めから出して、多くの資料の中で一部欠けておったというのやないですね。追加をしてきた資料でもって判断したんでしょう。ですから、そこだけ見えるんですね、この追加はどうなんか、こうなんかと。それが全く〇〇〇〇で押して、それでよしとしたんかなと僕は思うんですけど。じゃなかったら、こんなばかなことは起こらないと。わずか6万円のことですけれども、公金です、これは。その辺のところを、私、これも尾鷲小学校のところでも奇々怪々という言葉を使わせてもらいましたけど、尾鷲小学校のときもそうなんです。市長が10%、3カ月、教育長が10%、2カ月、副市長が10%、1カ月、3人が責任をとっておるんですね、あのときに。そのときのあれが、管理、監督がずさんであったと。ずさんとか言うてなかったですね。管理、監督ができなかったと。だから、その責任をもって、設計業者のミスやというやつを、給料をあれしたんですね、カットしたんですね。私、こんな責任のとり方って、もっと大きなあくどいことが裏に隠れておるんやないかと、そんな疑念さえ持ちます。だから、今回も、早く幕引きをしたい、ふたをしたかったと。そのように思っておる人、結構おりますよ。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回の場合は、現場にも行き、配水管のあるのも確認し、そういった中で、これは補助対象になるというような判断をしてしまった。しかも、撤去の年数の確認等にも注意が至らなかったというようなところがありますので、誤った判断をしてしまったということでもあります。そして、そういった誤った判断をして補助金を交付したことに對して、何で直ちに非を認めて、みずからの処分をすることがおかしいんでしょうか。私は、こういったことは、市民の方も絡んでいますから、そういったことに對しては、非を改めるには迅速にやらせていただいたというような思いであります。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1 番（真井紀夫議員） これ、去年の10月か11月に執行された補助金なんですね。それが、ことしの6月議会で、ちょっとおかしいことがあるやないんかということで尋ねたんですね。それは、市民からの情報があったものですから尋ねたんですけども、市民からのこういうあれがなかったら、通報がなかったら、これももう闇から闇への事件なんですね。ちょっと多くないですか。私は、そうい

う意味では、あなた方は、一生懸命指導をしておる、仕事をしておると、こう言うけれども、そんなことが多過ぎると僕は思うんですよ。この6万円といいますけど、これは公金だということは市長もわかりましたね。その公金が、県が14万、6万円のために14万払っておるんですね、尾鷲市へ。その14万円は、これは、私思うのに、だましてもらうたということになるやないかと、こう思うんですよ。その辺、わかりますか。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 真井議員御指摘のとおり、確かに事務処理については、ミスとかそういったものが多いということで、私も本当に申しわけなく思っております。

しかし、今回の話は、何遍も言わせていただきますけれども、誤った判断をしまして県のほうにも申請をしたということでもあります。だますとか、そういった話ほとんどない話でありまして、結果的に、誤った判断によってこういうことになったということをお理解願いたいと思います。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） だったら、そういう申請書類を出してきた施主、施主は誤って書いたんですか。それとも、自分のところに便槽がないことはわかっておったはずなんですけれども、配管じゃないんですね、あれは。くみ取り槽があるかないかで6万円がつくんですね。そして、そのことについて、環境課の職員も十分承知しておるんですね。配管じゃないんですよ、くみ取り槽があったかなかったか。この写真はないんですよ。くみ取りしておった領収書の記録もないんですよ。ほかのやつは、写真がないけれども、一応記録だけは環境課のほうにあったということで、今回あとの14件か13件は実行しておりますけれども、この件については、そんなものはなかったんです。写真もない、それから、便槽、くみ取り槽があったというくみ取りの領収書等の控えも一切ない。何も無いのに、そういうことが行われたんですね。そうすると、これは施主のほうがあればですか、うその申請書を書いてきて、それを市のほうが認めたということなんですか。

副議長（高村泰徳議員） 環境課長。

環境課長（仲浩紀君） 当時の環境課の要否判定の誤りの一つに、くみ取り槽からの転換をどう判断するかということがございました。その際に、一番の誤りとして、便槽があったかなかったかについてを施主からの聞き取りのみで判断してしまった。要は、こちらに重きを置かず、あくまでその配管費の補助ということで、配管が実際に施工されていることのほうを重視して、補助の対象であろうという軽

率な判断をしていたというのが原因でございまして、便槽があったかなかったかを、施主からの申告だけをそのままのみにしてしまったというのが最大の過ちであったと思っております。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1 番（真井紀夫議員） 今の課長の説明、ようわかります。だったら、うその申請書類が上がってきて、そして公金を6万円余分に渡したんですね。それを受け取ったんですね。そうしたら、このうその申請書類については、市長、今、森田水道に対して、ただ偽造したと、判が違っておったとかというようなことで告訴してありますけれども、こちらのほうが、明らかに6万円、半年間か何カ月間か知らんけれども、取られておったんでしょう。市として6万円払っておったんでしょう、余分に。おかしいんじゃないですか、あなたの告訴する基準とか判断とかいうのは。自分らの怠慢、自分らの不備なこと、そんなのを棚に上げておいてそういうことをやると。私は一切取り下げるべきやと。それで、わざわざ民間を告訴せいかどうか言うんじゃないんですよ。注意をしたらいいと、それは。こういうことをされては困るんですよと注意されたらいい。いいですけれども、しかし、片一方は告訴しておるんですからね。片一方は、それで間違ったら、返してくれたら、返還してくれたら、もうそれでチャラでよろしいですと、こういうことなんでしょうか、市長。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） ちょっと、真井議員、問題発言だと思うんですね、うその申請書というのは。要するに、こういう補助制度がありますよという中で我々も聞き取りをさせていただいて、この補助に当たるので申請をしてくださいという中で申請してもらった。その申請した内容のチェックについては市側にあるわけですから、判断ミスをしたということについては、市の非であります。申請者側には非はないというふうに考えるのが当たり前だと思います。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1 番（真井紀夫議員） だまされたんでしょう、あるんやと言うて。それを本気にとったんでしょう、環境課は。違うんですか。だまされたんじゃないんですか。そうやもんで、申請書が出きたのも本当やと思って、だまされたんじゃないんですか。私は、あんた、だましたろうと言うて鉄槌を加えよと言うておるんじゃないんですよ。嚴重注意をしたらよいと思っておるんですけどね。甘いかわらんけれども。しかし、片一方では、書類が判がおかしいとか、書き方がおかしいとかとい

って告訴までやっておるんでしょう。市長、あなたの判断はむちゃくちゃやないですか、それやったら。今、課長はそうやって言うた。それを信じて思い込んでしもうたと。施主が言うたことを信じて、あるものと思い込んでしまったと。それが間違いのもとやと、こう言われましたよ。それは、そういうこともあるわなと、しっかりせないかんぞと言いたいですけども。しかし、悪いのは市ですか。

副議長（高村泰徳議員）　ここで、お昼の時刻の放送のため、エリアワンセグ中継が20秒ほど停止しますので、しばらくお待ちください。

〔休憩　午前11時59分〕

〔再開　午後　0時00分〕

副議長（高村泰徳議員）　再開します。

真井議員。

1番（真井紀夫議員）　ですから、そういうことでは、市長のやっておることは、私、判断しておることはどうしても理解できない。こんな矛盾のしたことを堂々と述べる市長を、裏に何があるんかと、こう思ってきますよ。市長、もっと正直に、きちっとした筋の通る話をしてもらわんと。課長は、そうやって施主から言われて、それを信じて思い込んでしもうたと。書類も上がってきたのを、もうそれをするのみにしてしまったと言うておるんですね。市長は、そうやけど、悪くないと言うんですね。その裏に何があるんですか、市長。

副議長（高村泰徳議員）　環境課長。

環境課長（仲浩紀君）　繰り返しになってしまうんですけども、施主さんのほうに、うちが実際にくみ取り便槽があったかどうかを、いつまであったのかとか、そういったことを、判断基準なく施主さんのほうに尋ねて、施主さんのほうではあったと言われまして、実際にその状況も事細かく具体的に、当時ここには人が住んでおって、周りにも施主さんの方の家屋がある中で、ここにくみ取りのトイレがあったんですよということでございました。それを、要するに聞き取ったというのが、やはりうちのほうが、その状況であれば補助の対象でなるであろうという判断のもとで施主さんからの聞き取りを行いましたので、その部分については、施主さんのほうの意図としては、追加の補助をもらうとももらわないとかにかかわらず、素直に答えていただいたものであったと、そういうふうに思っております。

副議長（高村泰徳議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　今回の件で、確かに6万円の審査過程とか、そういったものに

については十分おわびを申し上げますが、それ以上に、私に何かあるんじゃないかとか、そういうことを言われますけど、そういうことは一切ございません。私は、こういったことに関して、全て公明正大にやらせていただいているつもりでありますので、真井議員が勘ぐられていることについては一切ありませんので、それは全否定させていただきます。

副議長（高村泰徳議員） 1番、真井議員。

1番（真井紀夫議員） ないなら正直に答えてくれたらええと思うんですよ。そういうことでは、市が悪かったんやと、こう言うんでしょう。それで、その責任を、ついでに新田の件も含めて責任を持つ意味で給料をカットしたと。きょう初めて聞きましたけどね。私は、あなたのやり方が、どうも曖昧で、その辺のところは、もうちょっと正直になってもらわんと困りますよ。

いずれにしても、施主に説明が悪かったもので、施主のほうが悪かったとして申請してきたというんでしょう。それで、その勘違いをして申請してきたのを尾鷲市が認めて補助金を払ったと、こういうんでしょう。そういうことやないんですか、課長。どうなんですか、課長。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） こういう補助制度がございますという案内を施主さんにさせていただいて、それによって申請してきたものに対して、我々の転換に対する判断基準が間違っていたということでもあります。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） 間違っていたということで通りますか、そういうあれは。もう何十件もやっておるんですよ、この許可事業をやっておるんです。ところが、この森田水道の案件にかかわってのところだけが間違っていたということなんだろうけれども、通らんでしょう、そんなことは。

これ以上聞いても堂々めぐりみたいですけども、いずれにしても、この仕事を、おろそかに、雑に尾鷲市はやってきたと。その上での、私は、告訴って、自分の襟を正さんとおって、そして、そういう意味のちょっとしたミスを偽造だと言いくるめてそういうことをやる市長、私、本当に残念でなりません。市長ともあろう者が、本当を言うたら市民をかばうのが、私、市長やと思うんですけどね。それが、その反対のことをやられる市長、本当に残念だと思います。

もう時間もないですから、あっちもこっちも提訴に追われて、市政に混乱を起こしかねません。まことに嘆かわしい限りです。これら、環境課の浄化槽補助金

の問題や水道部の下水管工事隠蔽問題等、けじめがついていない不明瞭なことがかなり残っています。

さきの議会で、庁内の服務審査会や報酬審議会で問題になった件について、業務責任を審査するようなことを市長は答弁されていましたが、その後、庁内での服務審査会、報酬審議会、これは報酬審議会、ちょっと先ほども出ておりましたけど、現在どうなっておりますか。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 服務審査会の開催につきましては、関係職員から服務規律違反報告書の提出を受け、総務課の聞き取りが完了し、現在、審査会の日程調整に入っていると報告を受けております。

（「市長の責任を問う報酬審議会は」と呼ぶ者あり）

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 報酬審議会については、質疑の中で南議員の質疑に回答させていただいたとおり、長年報酬審議会が開催されておられません。10年にわたって開催されておられませんので、そういったことを含めて、私の給料とか諸手当の率とか、そういったものを審査してもらうということがメインであります。あわせて、副市長、教育長、あるいは議員の皆さん、あるいは行政委員の方の報酬もあわせて御審査をしていただくということであります。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） 市長、3月議会、それから6月議会であなたが答弁されたことは、副市長や総務課長に私のとるべき責任についてを依頼してあったけれども、私自身の処分は、例がないのでと、こう言うのですね。それで、改めて私どもの報酬が、本市の現在の状況で適正なのかを特別報酬審議会でご審議をいただくよう総務課に指示しておりますと、なるほど、そういうふうに言われておるんですけども、ここの質問は、あなたの責任をどうとるのかということ、報酬審議会であなたは答えておるのですね。そういうことで、もう一度市長の責任を問いたいと思いますけれども、時間の関係で、もう一言述べさせていただきます。

議会は、ことし3月、岩田市長の問責決議をいたしました。一日も早く引退してほしいのですが、選ばれた職責を果たすということで、引退の意思のないことを市長は宣告をされています。しかし、6年前のスタートに、岩田市長は、市政立て直しに努力するとか、県行政31年の行政経験を実践するとか、新生尾鷲の元年にしたいなどと立派な文言を並べ立てていました。残念ながら、行政指導の

手腕の一つも見られず、政治能力の稚拙さばかりが感じる6年間であったと言わざるを得ません。

その後、平成24年には、高速道路の延伸と伊勢神宮遷宮に向けての道の駅事業に頑張りたいと打ち上げました。市民の反対意見が多い中、2年前の2期目に入っても、道の駅はどうしても必要と固執しました。遷宮も過ぎ、高速道路もひとまず開通して、道の駅はどうなっているのか。市長はいろんな挨拶の中で、食のまちづくりを強調するが、最近は道の駅には触れないようになりました。おわせ人づくりを提案したり、人口対策への体制づくりなど、さまざまな抱負はくすんでしまうばかりです。

ここまで岩田市長の存在が薄くなれば、早期引退を待つばかりではないでしょうか。恐縮ながら、私はそんな思いが強くなるばかりです。遅きに失した感がありますが、勇気ある決断を願っています。

何か、市長、コメントがありましたらお願いします。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） いろいろな御指示等をいただきまして、ありがとうございます。

私は決して途中で市政の運営を投げ出すということは思ってもおりません。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） だったら、尾鷲市は、今、異常事態。やり直さないかと私は思います。そういう意味では、市長、それなりの覚悟を持ってやってもらわんと、市民として迷惑です、今までのやり方では。十分反省して、考えてもらいたい、そのようにお願いをしておきます。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 何とか尾鷲をやり直さなければならないというのは、私も真井議員も一緒であります。ともにいろんな議論も闘わせながら、尾鷲の活性化に向けて力を精いっぱいやらせて、もちろんやらせていただいておりますけれども、今後もそのつもりであります。

副議長（高村泰徳議員） 真井議員。

1番（真井紀夫議員） もちろんやっておると言いますが、それやったら、今回のこのような、私が尋ねるような案件はないと思います。審査をしておるんだと言いながら、審査も何にもせんと、ただ人が言うたというて、それをうのみにして告訴してみたり、どうとかがしてみたりとかというようなことで、市長のやり方は、そのときそのときの思いつきでやられておるのかなと思ったりするんです

けど、本当に尾鷲市が混乱するばかりだと思います。その辺のところをしっかりと肝に据えて毎日を尽くしてもらわないかと、こう思うんですけれども、優秀な副市長が尾鷲に来ていただいておりますので、その辺は期待したいと思うんですけれども、早いこと市長自身がもう一遍考えを改め直してもらわないかと思えますよ。

以上です。

副議長（高村泰徳議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 決して思いつきでいろんなことをやっているわけではありませので、それについては御理解を願いたいと思います。

いろいろ御忠告、御指示をいただいたことについては、本当に真摯に受けとめまして、今後の市政に生かさせていただきたいと思えます。

副議長（高村泰徳議員） よろしいか。

（「理解できませんが時間がないので、これで終わります」と呼ぶ者あり）

副議長（高村泰徳議員） ここで休憩いたします。再開は午後１時２０分からいたします。

〔休憩 午後 ０時１５分〕

〔再開 午後 １時１８分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を始めます。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長。

市長（岩田昭人君） 先ほど真井議員の一般質問に対する私の答弁の中で、職員によって現場を確認していると答弁いたしましたが、職員による現場確認は問題発覚後での確認でありまして、補助申請時での現場確認は行っておりませんでした。

このことは私の認識誤りであります。先ほどの発言を訂正させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 次に、真井議員から、先ほどの一般質問の中での発言について、会議規則第６５条の規定により、お手元に配付いたしております発言取消申出書に記載をした部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。したがって、真井議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

一般質問を継続いたします。

次に、9番、榎本隆吉議員。

〔9番（榎本隆吉議員）登壇〕

9番（榎本隆吉議員） ことしの夏は、戦後70年ということで安倍談話が発表され、また、中国にあっては、つい先日、ロシア、韓国の大統領等の出席のもと、抗日戦争勝利70年なる軍事パレードが行われました。そして、今、延長国会では、安全保障関連法案をめぐる野党の攻防が激しさを増しております。

さきの大戦とその時代背景をいかに総括し、そこから何を学び、地球的規模での平和をどのように構築していくのか。兵器の開発、発達により、第三次世界大戦が絶対に許されない中で、各国が考えねばならないことは唯一その1点のみだと思われませんが、今日の世界の動向はますます混沌の度を深めているように思われます。

科学技術の発達は、私たちの想像をはるかに超えて、人間が宇宙のかなたまで飛んでいこうかという時代にあつて、人間の心だけが小さな殻に閉じこもり、いかんともしがたい現実に暗たんたる思いを抱かざるを得ません。

ことしもまた暑かった夏が去ろうとしている今、吹いてくる秋風の中でこんなことを考えていました。

前置きが少し長くなりましたけれども、それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、先に原稿を全て朗読させていただき、その後、観点別に質問し、市長からの回答をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ことしの6月議会において、尾鷲市おもてなし条例が、時の総務産業常任委員会のメンバーにより発議第5号として提出され、全会一致で可決承認されました。このおもてなし条例は、平成26年7月に条例の策定作業に入り、先に先行条例化されている山梨県、奈良市、秩父市、美祢市の1県3市の諸条例を参考に、広く市民の意見を聞くパブリックコメント等の作業を経てつくられたものであります。

作成当時のコンセプトとしては、議会がつくって市民に、このようなおもてなしをなさいななどと強要するものではなく、また、ありきたりな、こんにちは、いらっしゃいといったお題目だけの内容でもなく、尾鷲市のまちづくり、人づくりにつなげていけるようなものをつくりたいというものでした。この精神はもち

ろん今回の条例の中にも織り込まれており、前文の中に、尾鷲をより元気で活気のあるまちにしていこうという取り組みを共創、共育、共感することが、私たちの楽しみ、学び、歓びとなり、さらなるおもてなしにつながるものです。尾鷲市は、「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現のため、生涯を通じたおわせ人づくりを進めていきますという文言となって表記されております。

このように、この条例は議員からの提出議案として発議制定されたわけですが、条例となった以上は、その理念を具体化、実現化することが必要で、それこそが肝心かなめなところでもあります。仏つくって魂入れずではありませんが、6月に制定されて以来、6、7、8月と3カ月たつわけですが、執行部内ではどのように論議され、今後どのように具体化しようとするのかお聞きしたいと思います。

おもてなしという言葉については、2020年に開催される東京オリンピック招致のプレゼンテーションにおいて滝川クリステルさんが使用して以来、一躍脚光を浴びたわけですが、このおもてなしという言葉の概念は、もてなすに始まり、取り扱う、待遇する、歓待する、ごちそうするということになります。ある意味、新しい一種の流行語として定着したもので、ちなみに広辞苑にはおもてなしという言葉は記載されておられません。

それでは、おもてなしとは具体的にはどういうことなのか。三つの事例を参考に考えてみたいと思います。

来年2016年、主要国首脳会議、すなわちサミットの開催が三重県志摩市に決まった後、県は1億円の関連事業費を計上し、サミット成功に向け、次の4本柱を定め、全県的な取り組みを進めることを県議会の常任委員会に報告しました。その4本の柱は、開催支援、おもてなし、あすへつなぐ、三重の発信で、その中のもてなしの項で、1、機運醸成に向けたサミットフォーラムの開催、2、おもてなし向上の研修、3、環境美化、4、清掃活動、飾花運動等、飾花というのは花を飾るということです、そういう字になっています、の推進を上げています。すなわち、おもてなし精神の具体的推進策として、これら四つの行動指針を提案したわけであります。

次に、尾鷲おもてなし条例作成に当たって、管外視察させていただいた奈良市のおもてなし条例の具体的な取り組みについて見てみたいと思います。

奈良市にあっては、平成21年4月に奈良市おもてなしのまちづくり条例を制定し、平成22年3月に同条例を具現化するために、おもてなしのまちづくり推進行動計画なるものを提示しております。その内容は、1、広報及び啓発、2、

活動の促進、3、学習の支援及び教育、4、観光の振興、5、交流の促進、6、美しいまちづくり、7、優しいまちづくりの7項目を掲げており、広く市民、企業、ボランティア、NPO、地域コミュニティ団体等へ参加を呼びかけ、市が中心となって全市的に推進しようとするものであります。そして、その取り組みは、実に65の事業となって実施されようとしております。

もう一件、福井市から資料を送っていただきましたので、福井県福井市の観光おもてなし市民運動について述べてみたいと思います。

福井市では、昨年度の平成26年度にこの事業を立ち上げております。その事業目的は、以下のように記載されております。

今春の北陸新幹線金沢開業による北陸への観光ニーズの高まりや、平成30年の国体開催、北陸新幹線の県内延伸を控え、福井市を訪れる多くの観光客が再び訪れたいと思うような観光のまちづくりを進めるため、観光誘客や情報発信だけではなく、おもてなしの心の醸成が急務である。そのため、市民を初め観光業者や関係団体が一体となって市民総ぐるみで観光客を温かく親切に迎える、観光おもてなし市民運動、を進める。

そして、福井市長が会長、福井経済同友会代表幹事が副会長となって、観光おもてなし市民運動推進会議を発足させ、経済界、観光業界、教育界、自治会連合会など、27の市民団体を巻き込み、福井市商工労働部おもてなし観光推進室が事務局となって事業展開を図っているようです。また、その事業展開は、平成26年、27年度を導入期、28、29年度を成長期、30年度以降を成熟期と定め、おもてなし講習会、最上級のおもてなし研修会、おもてなしマイスター制度、観光おもてなし市民運動推進大会の開催と感動おもてなし大賞の表彰など、実に多彩な取り組みを実践しようとしておられます。電話でのやりとりでしたが、担当者の方によると、全ての事業が順調にしているわけではなく、まだまだ全市的取り組みには届かないものがありますが、担当室としては、全力を挙げてこの観光おもてなし市民運動を成功させ、観光都市福井の名を高めたいと熱く語っておられました。

以上、おもてなしについての三つの行政の具体的な取り組みについて簡単な考察をしましたが、ここで改めておもてなしについて考えてみますと、この言葉には実に奥深いものがあります。さきにも少し述べましたが、おもてなしとは、もてなす側ともてなされる側の2者が存在することによって初めて成立する概念であり、もてなす側の精神や心が、言葉や行動、また形となって表出したものであ

り、その心にもてなされる側の心が感応しておもてなしが完結するものであります。それは、何も直接的な対面接待的なものだけではなく、間接的な形としても表現されます。その一つが、先ほど述べましたように、三重県のサミット招致における環境美化、清掃活動、飾花運動、奈良市の美しいまちづくり、優しいまちづくり、福井市の観光客が再び訪れたいと思うような観光のまちづくりという言葉に凝縮されており、もてなす側がつくり出すそのまちの景観、雰囲気や生活のおい等になるのではないのでしょうか。

訪れたまちに一步足を踏み入れたとき、まち行く人の表情も明るく優しそうで、町並みもこざっぱりとしてきれいに整備されており、もう一度来てみたい、住んでみたいと思われるようなまち、このまちの持つ雰囲気や景観も大きなもてなしの要素であることは間違いありません。すなわち、おもてなしの心や精神が形や行動となってあらわれるとき、いろいろな表現とはなるが、その一つがまちの景観、環境、美観ではないかと思われまます。

市長は、常々道の駅をゲートウエーとして観光客を町なかへ誘導するのだ、食の拠点を港周辺につくって誘客を図るのだと言っていますが、現在の尾鷲の旧町内のまちの景観をどのように認識しておられますか。他のまちと比しても、遜色なく美しく整備され、客を迎えるにふさわしい、また、住んでいる私たちが誇れる尾鷲のまちの景観だと考えますか。私は、残念ながら、今の尾鷲市のまちの景観、環境は、人を迎えるのにふさわしい、すばらしい景観ではないと思います。

まず第1に、余りにも町なかに雑草が生い茂っています。特に港に一番近い黒潮道路、港まつりの前には、一度はきれいに除草や清掃を行いますが、それ以前の状態、また、それ以後でもすぐに草が生え、ふだんの様子は本当に情けない限りです。

先般、8月28日に、議員有志で尾鷲市のシンボルとも言える尾鷲節を踊っているモニュメントの下の草刈りをしましたが、夏草が生い茂るままで、観光客が見たらどう思うだろうと考えると恥ずかしい限りでした。その他の大半の道路も、路肩が草ぼうぼう。多くの市民は、本当に何とかならんものかね。尾鷲は雨と雑草のまちやねと自虐的に嘆いています。

次に、花壇やフラワーボックス、街路樹の様子はどうか。県道尾鷲港尾鷲停車場線、通常紀望通りと呼ばれていますが、ここには、昭和58年度自治宝くじ助成施設としてのフラワーボックスが40個、街路樹を植えるための用地が50カ所ありました。フラワーボックスのほうは、今は夏の花であるマリーゴ

ールドが植えられていましたが、残念ながら、既に枯れてしまって何もないボックスや半分枯れかけたものと、余りまちの景観をよくするような状態ではないと思われました。

街路樹のほうはどうでしょうか。50個のうち、きちんとした街路樹らしいものは21本で、肥料不足なのか、矮小で元気のない木が6本、実に半数の23カ所には街路樹はなく、大半が雑草が生え、何か理由があつてのことでしょうが、三つはコンクリートで埋められていました。

花壇といえば、市長を初めとして副市長、教育長の三役、市職員、私たち議員、そして多くの市民が、何とかならんのかい、情けないなと思ひながら、結局誰も行動に移そうとしていないところがあります。これだけ言えば、ここにいる皆さんも、ああ、あそこだなとわかると思います。市教委と中央公民館の間の道に置かれている木の花壇です。長い時間にわたって花がないばかりか、花壇をつくっている木も腐ってボルトがむき出しになり、心を和ませる花壇ではなく、市民として情けなくなる花壇です。

先日、どこかのおばあちゃんが草を取ってくれていました。私が、おばあちゃん、御苦労さんやねと声をかけると、あんまりみすぼらしいものでねと言っていました。本来なら私も一緒になって草を取るべきだったのでしょうが、仕事の関係でできませんでした。

しかし、改めて考えてみますと、まだ尾鷲は救われるかもしれません。誰もがあの状態を見て、情けない、みすぼらしい、腹が立ってくるという思いを持つということは、このおばあちゃんのように、次の行動となってあらわれる可能性があるからです。一番恐ろしいのは無関心です。まちじゅうが草ぼうぼうであろうと、花壇がぐちゃぐちゃであろうと、何も思わない市民がふえたらもう終わりでしょう。ついでといえば何ですが、駅前と北浦の児童公園も見てきました。草ぼうぼうでした。

最初に落書きをする人はちゅうちょするが、3人目4人目は何のためらいもなく書きつけるといいます。よくするも悪くするも全て最初の1人が大事です。最初の1人がどのように行動するか。ごみが落ちていたら最初に拾おうとするか、草が生えてきたら自分の家の周りの草だけでも抜こうとするか、1人はみんなのためにの精神が発揮されれば、みんなが動き出し、大人が動けば子供も見習うわけです。

環境は人がつくり、人は環境によってつくられるといいますが、荒れた潤いの

ない環境はそういう人間性を創出します。花にしても街路樹にしても公園にしても、私たちの生活にとってどうしてもなくてはならない、絶対に必要なものではないという人がいるかもしれません。そんなことに金を使うのやったら、もっと違うことに使え、花よりパンやと考える人がいるでしょうが、私は、私たちの生活にはパンも花も両方大事だと思います。

広島県の東部に福山市という瀬戸内海に面した人口47万人の都市があります。この都市は、今、みんなの「ばら」100万本プロジェクトという企画を策定し、市民、各種団体、事業所、行政が一致協働して、100万本のバラのまちの実現を目指して取り組んでいます。この福山市が、なぜバラのまちを標榜するようになったのか。その原点は、終戦直前の1945年8月8日の連合軍の福山空襲にあると言われています。空襲によって市街地の8割を焼失した福山市民は茫然自失、やがて終戦を迎え、食うや食わずの状況になり、人心も荒廃する中で、市の復興と人々の心に潤いと喜びをもたらそうと、一部の住民と行政が協働してバラ1,000本を公園に植えたことに始まるとされています。以後、このバラのまちづくりは、市民と行政が一体となった協働のまちづくりのシンボルとして大事に育て上げられ、70年たった今日、「100万本のばらのまち福山」として結実しているそうです。

市長は、平成25年の2期目の出馬に当たり、公約として、市民の皆様とともにつくる、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを掲げ、また、その施策として、まちづくり協議会（仮称）の設置を第一に上げ、政治信条として、清潔誠実、現場主義、共創の三つを列挙しています。2期目の折り返しに入った今日、市長は公約として掲げたまちづくり協議会の設置を初め、尾鷲のまちづくりの現状について、どのような認識をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

私も、もちろん尾鷲のまちの発展、活性化を願う1人で、そのための石炭火力の誘致、既存企業のさらなる活性化、また、交流人口の増加や空き家バンクの整備、子育て支援の拡充などによる定住人口の増加策など、どんどんと積極的に推進して、雇用が拡大し、若者がふえることには大賛成で、これまでも幾つかの政策提案をさせていただきました。しかし、反面、多くの市民や年老いた人たちの中には、静かで穏やかでのんびりゆったりとした潤いのある毎日の生活を送りたいと考えている人たちも多くいます。そんな願いを持つ多くの人たちは、尾鷲のまちがござっぱりとしていて、ごみが落ちていなく、まちのあちこちに四季折々の花が咲き、ああ、落ちつきたいまちだなという尾鷲のまちをつくりたいと思

っています。

今回、私はこんな思いを強く持つ代表者としての尾鷲グリーンクラブの歴代会長さん3人と会員の方、また、実際に花いっぱい運動を実施している隣の熊野市を訪ね、その取り組みについてお話を伺いました。

尾鷲グリーンクラブは、ことしで結成55周年を迎えるそうです。平成7年、35周年記念のとき、時の会長であられた上野克己先生が祝辞を述べておられますので、その原稿をもとに尾鷲グリーンクラブの歴史や、その果たしてきた役割について考えてみたいと思います。

尾鷲グリーンクラブは、昭和36年6月に、明るいくらしの会提唱の花いっぱい運動に賛同し、まずは誰でもつくれる草花の栽培から出発しました。そして、園芸講習会、挿し木等の実習・見学会、共同畑での栽培育成などを行ってきました。続いて、豚福商店横にあった駅前花壇の手入れ、高校総体、国体等の紀望通りの花いっぱい運動に参加し、それを発展させるために、各事業所からの寄附や自治宝くじの助成による大型フラワーボックスを設置し、北浦児童公園とともに維持管理に努めてまいりました。また、会員の技術向上を目指して、園芸競技会も計画し、後に市民園芸競技会へと発展させました。そして、平成3年度より、尾鷲の花、ヤブツバキに囲まれた大曾根公園に、皆様の御賛同を得て、世界のツバキ公園を目指して、725種、725本のツバキを植樹し、色とりどりの花が咲き誇る日を夢見て維持管理に努めています。このようないろいろな事業が認められ、建設大臣表彰、環境庁長官表彰などを受賞、平成7年には首相官邸にて緑化推進功労者として内閣総理大臣表彰を受けました。このことは、先輩諸氏の皆様及び現会員の皆様の御苦勞のたまものと存じますと記述されております。

そのころからの会員の方は、このころは会員も七、八十人いて、子供から大人、お年寄り、一般の市民、市や県の職員、現職の教員やOBと、みんなで和気あいあいと活発に活動していたと述懐しておられます。また、このころは、中央公民館の市の職員が事務局の仕事をしてくれており、いろいろな段取りや世話もよくしてくれたそうです。それが、真井会長のときに事務局が市からグリーンクラブに移り、会員も減って、ことしは会員16名、賛助会員13名、賛助企業は1社という状況で、現塩崎会長も、会員の平均年齢も70歳ぐらいになってしまい、いつまで活動が続けられるか心配ですとっておられました。

次に、熊野市の状況について申し述べます。

熊野市にあっては、平成11年から熊野市花いっぱい運動を開始しているそう

です。その組織は、行政が中心となり、一般市民、教育界、各事業所、自治会などを巻き込んで、熊野花いっぱいネットワークを設立し、さまざまな事業を展開しています。

主な事業としては、1、花いっぱい運動を中心にやってくれる指導者、マイスターを養成するための花栽培指導者養成講座の開設。2、まちづくり海外調査団の派遣。これは、参加者の自己負担と市からの補助で海外の花栽培で有名な都市を視察して、熊野の花いっぱい運動の参考にしようというもので、これまでに3回、ドイツを中心にオーストリア、スイス、フランス、オランダなどの国々を回っているそうです。3、花の観光地づくりの推進としてのオープンガーデンの充実発展。毎年、一般ボランティアの個人や事業所が全て自前で花をつくり、オープンガーデンとして公開しているもので、今では関東、関西、また県内各地から1万人以上の人が見学に来てくれるそうです。昨年は1万3,000人を数えたと言っていました。その人たちは、もちろんオープンガーデンを目的にツアーを組んで来てくれる人たちもいますが、紀南旅行のついでに立ち寄る人たちも多く、一つの観光資源として位置づいているとのことでした。

その他、熊野市では、ボランティア団体の全面的な協力を仰いで、毎年2万5,000本の花苗をつくったり、花栽培講座、寄せ植え教室、国内先進地研修視察などを実施しているようです。熊野市では、この運動は市長公室が中心になって進めているようです。

私は、担当の若い職員の方に話を伺ったのですが、その彼によると、民間のボランティアの人たちにいろいろとお願いするので少々の苦勞もありますが、こちらのやる気、姿勢で、幾らでも協力してくれます。むしろ仕事ではなく趣味的なボランティアなので、逆に一生懸命にやってくれます。しかし、やはり核となって運動を企画、推進する人は必ず必要で、その役割は行政が担わないと、民間に丸投げでは無理だと思いますと述べておられました。

以上のようなことを踏まえ、市長は、いつ誰が美しいまち尾鷲をつくり出していくべきかと考えておられるか、お聞きしたいと思います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

1の質問、尾鷲おもてなし条例の具体化について、お答え願いたいと思います。
議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 本市を訪れる方々を、おもてなしの心を持って温かく迎え、何

度も訪れたいくなるまちを目指して、尾鷲市おもてなし条例が本年6月に制定されました。この条例は、本市を訪れる方々だけでなく、尾鷲で暮らす人、また、あらゆる人に向けてもおもてなしの心を皆で共有し、さまざまな立場を超えて、誰もが尾鷲を愛し、魅力ある尾鷲の価値をさらに高めていくこととしております。

これまで私たちは、来訪者や市民の皆様とさまざまな形で触れ合う機会において、相手に心地よく過ごしていただくために、心を込め、思いやりを持って接するよう心がけてまいりました。また、昨年度より人口減少、少子化などの課題を地域全体で共通課題として認識し、家庭や地域、行政等、あらゆる立場から解決策を考える尾鷲子育てまちづくり座談会を開催しており、この中から、おせっかい隊といった住民グループの動きも出始めております。

おせっかいという押しつけのような印象を受けるかもしれませんが、ここで言うおせっかいは、相手が困っていることに対し、真心を持って対応する心と捉えており、これも一つの本市ならではのおもてなしの心であると考えております。

このように、住民の中からも自発的におもてなしの心が生まれ、子育てに関するまちづくり等を推進していく原動力になると考えております。

一方、来年5月には伊勢志摩サミットを控え、本市にも国内外から来訪者が増加することが予想されることから、外国人旅行者に向けてホームページや尾鷲観光マップ等を多言語化することによって、外国人旅行者に対する本市の観光資源等の情報発信機能強化のための観光情報発信事業、また、メディア、関係者等に対しまして、本市をめぐるモニターツアーを開催し、本市の観光資源を体感してもらう尾鷲体験モニターツアー事業を本定例会に補正予算計上をさせていただいております。

本サミットの開催や尾鷲市おもてなし条例の制定を契機に、今後、本市ならではのおもてなしの心をさまざまな施策に反映するとともに、本市に誇りと愛着を持ち、おもてなしの心を育む地域づくりを推進し、何度でも訪れたい、末永く暮らしたくなる活力に満ちた魅力ある尾鷲市の実現に向け、議員の皆様及び市職員はもとより、市民の皆様とともに推進してまいりたいと考えております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 市長が今述べられたとおりだと思います。やっぱり観光、誘客、そして交流人口から定住人口へというふうなことを考えるとき、このおもてなしという心は、またそこに住んでいる人たちのことを考えても、非常に重要なことだと思います。

先ほど三つの地方の例を挙げさせてもらいましたが、それぞれ全市を挙げてこのおもてなし条例の具体化というか、見える化を進めておるわけです。そういう意味で、市としてもぜひともこのおもてなし条例の具体化を進めていただきたいなというふうに思います。

また、県下的にも全国的にもこのおもてなし条例を制定している地方自治体というのは余り多くないようですし、そのうちまたどこかからか尾鷲市のおもてなし条例はどんなふうに具体化されていますかというふうな問い合わせがあるかもしれません。そのときに、いやいや、条例はありますけど、具体的にはというふうなことでも格好悪いですし、そういう意味においても、やはりおもてなし条例によってこういうふうなことやっていますよというふうなことを文書化しておくことも大事ではないかなというふうに思いますので、ぜひともそれを進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問ですけれども、市長は、現在の尾鷲のまちの現状をどのように認識しておられるかお聞きしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 景観のことでよろしいでしょうか。

本市のまちの景観についてでございますけど、まちづくりにおいては、良質な景観を保全することの重要性は、本市といたしましても十分認識しているところであります。県道中井浦九鬼線、通称黒潮道路の歩道の雑草等につきましては、市民の皆様からの要望があったときなど、随時県に対応を要望しているところでありますが、今後は、年間を通じ適切な景観が保たれるよう、県に要望を行ってまいります。

また、県道尾鷲港尾鷲停車場線、通称紀望通りの街路樹の状況についてでありますけれども、付近住民からの要望によって適時対応した結果であると聞いておるところであります。

次に、都市計画道路坂場銀杏町線における市教育委員会と中央公民館の花壇についてであります。毎年2回、6月と11月に花の植えかえを行っております。しかし、議員のおっしゃるとおり、現在、花が植えられておりません。その理由といたしましては、花壇の木枠部分の劣化が著しく、現在その木枠部分の撤去と新しい木製の花壇用ボックスの設置準備を行っており、6月の花の植えかえを行わなかったためであります。11月には新しい花壇を設置し、花を植える予定であり、今後も年2回の植えかえを実施してまいりたいと思います。

本市のまちの景観については大変大事な話であります。しかし、雑草がちょっと目立つとはいえ、よそから来た人に聞かしても、尾鷲は美しいですねというような評価もいただいているところであります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） よそから来た人が尾鷲のまちを見て、草も生えていないと言うかどうか知らんですけども、市民の方に何人かの人に聞くと、あちこち草がよう生えておるなというふうなことをよく言われます。確かにちょっと歩いてみると、黒潮道路にしても、42号線から中電のほうへ行く道にしても、物すごい草が生えていますし、あちこち雑草だらけじゃないかなと思うんですけども、その辺については、やっぱり時には市長も歩いてみて、ここも草が生えておるなというふうなことで、何とか県道でしたら、僕、この間、県のほうへも行ってきたんですけども、県道の管理は誰がするんですかと言ったら、県のほうでやりますというふうなことでしたけれども、やっぱり1回言うてだめなら2遍、3遍と、尾鷲市のために、こんな草ぼうぼうでは格好悪いから、何か早く刈ってやってくれとか、どんどんと要望していくべきじゃないでしょうか。

熊野の42号線道の海岸のあの道は、誰でもきれいな花が年に2回ほど植えられていますけれども、あれは、管理者が国交省で、そして協力者が熊野市で、それを実際に運営するのが三つの団体に分かれておるようですけれども、その3社が集まっているいろいろ話し合っ、そして、どんな花を植えよう、どんな管理をしようというふうなことを決めてやっておるそうです。非常にあそこを走ってみると、きれいな花だなというふうに思うと思うんですけども、あれも、そういうふうな運動があるときに、熊野市のほうから国交省に手を挙げて、そして国交省がやっているということですので、尾鷲市の場合も、国道でしたらそんなふうにして、熊野もやってくれておるんやから尾鷲市もやっ、てくださいよとか、県道にしてでも、尾鷲らしい道をつくってくださいよとか、そういうふうに、要求するところは要求していったらどうなんでしょうかね。

それから、紀望通りのあれですけども、住民の要望によってというふうなことを言われましたけれども、街路樹なんかは、住民はもう植えなくていいというふうに言っておるんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 私も向井から毎日通っておりますので、例えばその道路沿いの草等については気になるところでありまして、県のほうにも建設課を通して要望

をしているところであります。

市道におきましても、市民の皆さんからの要望を受けたときは、現地確認の上、対応をしているところであります。

また、熊野市の対応を今言っていただきましたけれども、熊野市の場合は、たまたま国道が歩道改良をするときに、熊野市からの要望を受けて、歩道の除草など維持管理は市が行うということで、条件的に余剰地があったということで対応ができたということでもあります。

本市におきましても、歩道に余剰地があれば熊野市と同様のことは可能でありますけれども、市内の国道42号の今の現状を見ると、なかなか難しいのではないかなと思います。一部でも可能であればお願いをしていきたいなと思っております。

しかし、市内におきましても、今熊野の対応のことを言いましたけれども、同じですね、ボランティアサポートプログラムの中で、一部尾鷲のNPO団体もアジサイを植えているところがあるということは榎本議員も御承知だと思いますが、言わせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 街路樹のほうはどうなんですか。僕が聞いたところによると、やはり街路樹を植えてもらったら、夏の暑いときには、歩くときに木陰にもなるし、こうやってして、せっかく街路樹を植えるスペースもあるんだから、植えてくれないもんかねというふうなことも話も聞きましたけれども、その辺はどうなんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 街路樹に関しましては、市民の方もいろいろの考えの方がおみえでありまして、街路樹はもう撤去してくれとか、あるいは、撤去どころか、その部分はコンクリートでもう塞いでほしいというような要望を受けた中で、現状のような形になったということでもあります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） もし、街路樹については、市民の大半の方が街路樹は要らないんじゃないかと、このままでいいんじゃないかということでしたら、それはそれでいいとしても、僕は、まちの潤いとか景観を考えれば、アメリカディゴという木が1本残っていますけれども、そういう、花が落ちて困るというような話もありましたけれども、尾鷲らしい街路樹を植えれば、港に向かってすばらしい道に

なるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺については、一度住民の方とも話し合っていて、植えるなら植える、植えないなら植えないでやっぱり対応するべきじゃないかなというふうに思います。

それじゃ、続いて、市長の公約であるまちづくり協議会のほうはどんなふうになっておるかお聞かせ願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） まちづくり協議会についてでありますけれども、本市では、平成24年度に行った出張所のセンター化と地区公民館のコミュニティセンター化によって、地域と話し合っただけで課題や目指すまちづくりの提案、要望などが身近に聞こえる環境の整備に努め、官民一体となった共創による地域活性化を進めているところであります。

これらの効果の一つといたしまして、平成24年からの2カ年で行われました尾鷲市元気プロジェクトの実施地区である九鬼町、早田町、三木浦町、三木里町では、住民みずからが継続していこうとする活性化事業に対しまして、共創によって、センター及びコミュニティセンターを初めとする組織や、地域おこし協力隊が協働という地域づくり活動が活発化しているところであります。

また、南輪内地区では、センター等を中心に、輪内の輪といたしまして、コンサートや教室を開催するなど、地域間交流による地域づくりが行われているとともに、今回、須賀利町では、観光を目的とした集客につなげるための取り組みが住民とセンター等を中心に行われ、その活動の一環として、9月17日には九鬼町との間で地域間交流事業が行われます。

本市では、これまで人口減少とか過疎化が進み、日本創生会議の人口減少問題検討分科会が発表しました消滅可能性都市に名が挙がるなど、マイナスのイメージが先行しておりましたが、地域住民の皆様と大学などの教育機関や行政が連携し、地域づくりを進めることによって、住民主体のまちづくり組織が形成され、それぞれの特徴を生かした取り組みを行うことにより、成果や実績が上がっております。これらの成功事例には、地域住民と行政が連携し、それぞれが事業の提案を行うことや、お互いの役割を理解して補完し合うスタイルがとられております。また、それらを、センター等を核とした横のつながりによって共有し合うという、まさに私の目指す地域づくりが実践されようとしており、また実践もされており、協議会として名簿を整備して組織化するという従来の形ではないけれども、新しい地域活性化の形を発展的に構築してきたところであります。地域活

動団体を組織化して、型にはまった会議を運営するのではなく、今後は、これまで以上にそれぞれの組織との密な連携とネットワークを強化しまして、柔軟でタイムラグのないまちづくりを、県などの関係機関や各センター等のもとより、地域おこし協力隊などとも連携して、実行してまいりたいと考えているところであります。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 今、市長が言われました周辺部にあつては、旧町内を取り巻くこの周辺部、輪内、南輪内、北輪内、そして、九鬼、須賀利というふうな周辺部にあつては、やはり区の組織というのがある程度しっかりしておりますし、その区を中心にして防災対策、神社の祭りとか正月、盆行事などがとり行われております。それは、今市長が言われたように、行政も一緒になってというふうなところもあると思うんですけども、それじゃ、旧町内にあつてはどうなのかと。清掃活動一つとっても、周辺部にあつては、年に1回なり2回なりは町内一斉清掃ということで、みんなボランティアでまちづくりをやっておるわけですけども、残念ながら、旧町内にあつては、自治会や自主防災会の解散とか離脱がどんどんと相次いでいると。防災面でも、共助のあり方が心配だというふうなことを聞きますけれども、私も以前、一般質問で、もう少し自治会なり防災会の組織をしっかりと市として固めたらどうですかというふうな話をさせていただきました。なかなか難しいんです、難しいではなくて、もっと積極的に市として、片田先生も自助、共助、公助の中で、やっぱり共助が一番大事だと。自助にも限りがある、公助はもちろん限られた人員の中で限りがある、そういうふうな中で、やっぱりともに助け合う共助が一番大事だというふうなことを言っておられましたと思うんですけども、やっぱりもっと積極的に市民に、何とか自治会を存続させてください、防災会議をやってくださいというふうなことを提案していったらどうかというふうに思います。

そんな中で、いろいろな人と話をすると、自治会や自主防災会に入ると、その活動も面倒だけれども、役員をせないかんのが一番の苦痛だということを多く聞きます。確かに、民間の人が役員になって挨拶をしたり、組織を運営したり、パソコンを打って事項書をつくったり、会計をしたりというふうなことはおっくうかもしれないし、苦手な人が多いかもしれません。しかし、その点、市の職員や、また教員、県職等は、ある意味それらのことを仕事としてきている面があるわけですから、一般の人よりは苦にせずになさせるかもしれないと思います。

また、私たち、私たちというか、僕も公務員やったわけですけども、長い間多くの人の税金によって、ある意味、このような尾鷲の地方にあつては、安定した月給取りとして生活を支えてもらっていたと、みんなによって。ですから、退職後の数年間は地域に貢献するという、そういう尾鷲市の風土というか、伝統をつくり出していったらどうかなというふうなことを思います。

私の知っている公務員のOBの方も、一種のお礼奉公だと思ってボランティアをさせてもらっているよというふうな人もいます。このような心は、何も公務員に限らず、尾鷲の地で育った人、育ててもらった人がすべからず持つべき心だとは思いますが、やっぱりそういうふうな一人一人の人が、我が生まれた尾鷲を大事にしていこうというふうな心を持つことが大事じゃないかなと。

また、新聞等によりますと、地域貢献というふうなことで、いろいろな奉仕活動をやっている市内の企業や事業所も多くあります。そういうふうな意味においては、全市を挙げてこの旧町内を美しくしていこうという心を持つことが大事じゃないかなと。一番は、市にあつては、やっぱり市長を中心して、市の職員が年に何回か、年に1回なら1回、2回なら2回と決めてもいいでしょうけど、皆がボランティアで旧町内を、尾鷲のまちをきれいにする日と決めて、大掃除をするというふうなことをやってもまたいいんじゃないかなと。そのときには花を植えると。一つの家には一つの鉢と、そんな小さな取り組みでもいいでしょうけれども、そういうふうなことをやっていけば、ぼつぼつとそういう気持ちも醸成されてきて、美しいまちになるんじゃないかなというふうなことを思います。

最後の質問ですけども、いつ誰が美しいまち尾鷲をつくるのかと。ちょっと今、半分ぐらい述べましたけれども、その辺について、市長はどのようにお考えでしょうか。

議長（村田幸隆議員）　市長。

市長（岩田昭人君）　本市では、美しいまちをつくることとか地域の環境美化などを目的に、さまざまな活動が行われております。私自身も、美しく生活しやすいまちであると思っているところであります。

例えば、センター地区管内におきましては、桜の植栽とか、本市の花であるツバキを守っていく活動していただく地域がありますし、また、ツツジの保全とか花いっぱい運動などを、さまざまな活動も行われているところであります。

尾鷲市自治連合会では、その環境美化活動が毎年行われるなど、環境美化を初めとするまちづくり活動は非常に活発であります。これらのことから、地域環境

をよりよいものにしていくためには、誰かがやるということではなく、榎本議員おっしゃられるように、みんなでやっていくということが重要であり、さらに連携を強化して、これらの事業を進めていくことで、現在進めている地域ボランティア活動もさらに活発化するということが考えられますし、地域住民にとっては、より住みやすく、また、訪れる方にとっても、おもてなしの心の厚い地域として、他の地域に負けない魅力のあるまちになるのではないかと考えているところであります。

なお、市職員も年に何回か環境美化活動を行っておりますし、環境課におきましては、市民の環境美化活動への支援といたしまして、毎年春と秋の2回、尾鷲グリーンクラブに紀望通りのフラワーボックスへの花苗を提供し、ともに植えかえ作業をさせていただいております。また、北川護岸に設置しておりますプランターに関しましても、除草や土壌の調整を職員で行った後、付近の3自治会住民と共同で花の苗の植えかえ作業を行っているところであります。

自治会などの団体とか事業者等の行う清掃活動や美化活動に対しましては、環境美化用の無償提供のごみ袋も提供させていただいておりますこともつけ加えさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 9番、榎本議員。

9番（榎本隆吉議員） 今、市長に述べていただきましたように、市としてもいろいろな活動をやっているというふうなことですけれども、ぜひともそれを強化してやっていただきたいというふうに思います。

尾鷲グリーンクラブについては、僕も今回初めて知ったというか、ちょっと詳しく調べてみたんですけれども、やっぱり総会等ぐらいには市長も出て、御苦労さんというふうな声の一言をかけることも大事なことではないかなというふうに思います。ぜひともその辺も実行していただきたいなと思います。

最後に、いつ誰が美しいまち尾鷲をつくるのかということについて、私なりに考えましたので、申し述べたいと思います。

最終的には、市民一人一人が、美しい思いやり、おもてなしの心を持って、自分の家の周りは自分で草も抜き、ごみも拾い、花の1鉢も植えて、道行く人の心を和ませるとするのが理想でしょうが、それならば、県道や国道や公園、河川などの公共の広い場所はどうするのかというふうな問題もあるかと思います。これも、理想的には、自然と自発的に地域住民が集まり、奉仕団体が組織され、活動することが一番良いのですが、なかなか人間世界、そうはいかないと思いま

す。そこで、おいおいシルバー人材センターに頼んだり、業者に依頼するという
ことになっているのが現実のようです。確かに、専門業者に頼めば、きれいに上
手に見た目よく仕上げてくれるのは当然であります。また、大規模な工事のよう
な仕事や危険なことは業者に任せるよりほかはないでしょう。しかし、市民とし
て、自分たちでできること、自分たちでしなければならないことまで業者に依存
してしまうと、当然そこには、他人事として誰かがやってくれるという依頼心が
起り、市民としての自立心、義務感のようなものが欠如します。また、でき上
がったものに対しても、愛着も余り湧かないと思われます。それに、近年、その
費用も、業者に頼む費用、シルバー人材に頼む費用も段々と高額になってきてい
るというふうな話も聞きます。その点、市民を巻き込んだボランティア団体とい
うのは、その立ち上げとか運営企画、維持管理、それはそれなりに相当なエネル
ギーが必要ですが、使ったエネルギーに見合うだけの組織に成長すると思われま
す。

美しい尾鷲のまちをつくろうというスローガンのもと、多くの市民が無償の心、
利他の精神で結集し、行動をともにする。そこには、ともに働く喜び、隣人とし
ての和、きずなが醸成されるでしょう。また、体を動かすことによってもたらさ
れる健康や生きがい、美しい尾鷲のまちが出現すれば、郷土愛も生まれ、誇れる
まち、おわせ人としての矜持も湧き、Uターン、Iターンする若者もふえてくる
かもしれません。大人や老人のこの奉仕の姿を目の当たりにすることによって、
子供たちの心の中に公共心や公德心が芽生え、やがてその心は思いやりの深い心
優しい人間を育て、人のために人知れず行動することのできる、まさに陰徳を積
む人間に成長させるかもしれません。これこそがおもてなし精神のまちづくり、
人づくりの真骨頂になるのではないのでしょうかというふうに思います。そういう
意味において、市を挙げて皆で美しい尾鷲のまちをつくろうという気持ちで頑張
っていかんなんのじゃないかなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせてもらいます。

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。

台風18号の接近により、あす9日水曜日、1日間休会いたしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、あす9日水曜日、1日間休

会することに決しました。

以後、会期日程表を変更し、10日木曜日、午前10時より一般質問を続行いたしますので、よろしくお願いいたします。

高村議員、何かありますか。

ないようでありますので、本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午後 2時14分〕